

要するに明治三十八年の第二回日英同盟協約以来世界の形勢に著しい変化を呈し、一方には我国に於て韓国併合のことあり、他方には英米両国間に総括的仲裁裁判條約の商議があり、英国はこの仲裁裁判條約により米國との開戦を絶対に避けんとする意図であつたので、この意図と抵触する第二回日英協約が当然再改訂を見るべきは必然であつた。故に小村はこの点を商量し、英国外相より意見の内承方照合があつたのを機とし、一面には極東に於ける局面の發展に順応せしめ、他の一面には協約期限の延長によりて同盟堅実の意を内外に明かにせんがため、茲に協約再改訂の開談訓令となり、商議となり、そして加藤大使の遺算なき折衝により、その目的を達し得たのである。この新協約は日露戦争の終局、韓国併合の實行、及び英露協約の成立の結果もはや不要となつた條項を削除したのはその新生面なるも（但し第三回日英協約も依然その前文に東亞及びインドの区域に於ける全局の平和を確保云々の一句を留存してあるので、インドが同盟適用の範圍に属することは第二回協約と異らない）、これ等の削除は、言はゞ局面の推移に伴つた当然の結果に過ぎない。新協約の眼目は實に総括的仲裁裁判に關する新規定の挿入により、日米間の万が一の開戦に際し英國をして日本援助の義務より免かれしむる点にある。米國がこの新協約締結に關する日英兩國政府よりの通告に接し、新規定たる第四條（我原案第五條）に對して特に甚大の満足を表したのは、素より怪むに足りない。されど日英新協約を生むに至らしめた懸案の英米総括的仲裁裁判條約は、新協約成立の翌月、すなわち四十四年八月三日、華府にて調印済となつたが、米國上院の批准を得なかつたので、その効力を發するに至らず、随つて改訂日英協約第四條は、爾來單に假想の規定たるに止まつた。

第三節 条約改正の完成

第一款 概要

陸奥改正條約は明治二十七年七月十六日より明治三十年十二月五日迄の間に於て英、米、伊、秘、露、丁、独、瑞諸、白、仏、蘭、瑞西、西、葡、澳、洪十五ヶ國との間に締結せられ、仏、澳以外の條約は何れも明治三十二年七月十七日より仏、澳との條約は八月四日より實施された。而して右の中露西亜との條約は明治三十七年日露開戦と共に効力を失い其の結果、明治四十年七月二十八日日露新條約調印せられ、秘露との條約は有効期限を七ヶ年とし既に期間満了せしも其の規定は完全なる相互的のものなりしが故に小村外相時代に條約廢棄を為すの必要なかつた。残りの十三ヶ國中英、伊、丁、独、瑞諸、白、仏、蘭、瑞西、西、葡の十ヶ國との條約は何れも有効期限を十二ヶ年としたるが故に、明治四十四年七月十六日を以て満期日到来し、仏、澳二ヶ國との條約は同年八月三日を以て満期となり、又米國との條約は我が政府の解釈によれば明治三十二年七月十七日以後一ヶ年の予告を以て何時たりとも廢棄し得べきものであつた。結局小村條約改正に於て廢棄の必要ありしものは以上十三ヶ國との陸奥條約であつた。

上記明治三十二年七月又は八月より實施の陸奥改正條約に於ては本邦が安政五ヶ國條約以来片務的に束縛を受けて居た法權、稅權を回復するに在つたが、陸奥改正條約に於ても明治十五年井上外相時代以来の沿革に鑑み主力を前者の回復に置き、後者に付ては之が全部の回復は他日に歸することとした。即ち陸奥條約に於ては英、独、仏三主要國

よりの主要輸入品全部に対し従価一割見当の片務的関税協定を許し、他の諸條約国に対しては最惠国待遇により右関税協定の利益に均霑せしむることとした。其の他條約国船舶に対し旧開港場間に於ける沿岸貿易を許し、又国定関税の改正の場合に於て六ヶ月前に之が公布を必要とするが如き種々独立自主の国家として不利なる片務的規定が依然存在して居た。小村條約改正の目的は陸奥條約に存在するところのかゝる我に不利なる片務的規定を一掃せんとするにあつたのである。即ち陸奥條約改正に於ては法権回復を主眼とし、小村條約改正に於ては税権の回復に重点を置いたのであつた。

明治開国以来本邦條約改正の標的となりし所謂法権税権の回復とは一般欧米文明国に於けるが如く日本に來航又は居住する外国人又は外国船舶及日本に輸出入せらるゝ一切の貨物に対し日本の裁判權、行政權、警察權、課税權に服従すべきことに改めんとするに在つた。安政諸條約に於ては日本に來住する外国人及外国船舶は何れも治外法權の特權を有し、日本の法令及裁判權は一切彼等に及ばず、外国人が日本に於て犯罪を起したる場合、並に外国人間又は外国人と日本人との間に民事訴訟が生じたる場合に於ては總て被告の所屬國領事の裁判を受けることになつて居た。加之横浜、神戸、長崎に於ける外国人居留地は日本領土内に特殊の行政区域を形成し、右区域内外国人には警察、課税その他日本の一切の行政法規は諸外國公使との協定を経たるものゝ外行はれざる慣行であつた。外國との輸出入貨物に対する関税に付ても安政諸條約に於ては従価五分乃至三割五分の全面的協定を受けたが、之を修正せる慶應二年の江戸改稅約書に於ては一層我に不利にして輸出入品共全部従価五分を基準とする從量税を定め之が適用を受けることとなつた。又外國船舶に対しては低廉なる一定の入港手数料を課し得るに止つた。右安政諸條約及江戸改稅約書

中法權に関する規定に対し、陸奥改正條約に於ては一応其の束縛より脱することを得たが、尙旧居留地に於ては外國人保有の永代借地權を既得權として存続を約し、関税に付ては英、仏、獨主要の特産物即ち英の綿織物、毛織物、鉄類、獨の染料、藥品、仏の化粧品、葡萄酒類等に対し従価一割見当の片務的協定税率を承認した。右陸奥條約による片務的協定税率は七十八品目に及び、條約締結當時の計算によれば明治二十三年乃至二十五年平均輸入総額中の四割二分の多きを占めた。之を國別に付て言へば英は其の輸入総額の六割五分、獨は七割一分、仏は八割三分の輸入商品が協定税率の利益を受ける勘定であつた。斯く英、獨、仏主要輸入國よりの主要特産物に対して低率なる協定税率を受け其の他の泰西諸條約國の輸入貨物は最惠國條款により右協定税率の利益を受けるに反し英、獨、仏其の他泰西諸國への本邦輸出品は單に最惠國待遇を受けるのみであつた。小村條約改正の目的は斯かる片務的協定税率を相互関税協定に改むるの外、其他我に不利なる規定を一掃するにあつたのである。

陸奥改正諸條約をして其の満期日たる明治四十四年七月十六日及八月三日に失効せしめんが爲めには一ヶ年前に其の意向を對手國に通告するの必要があつた。依て之が準備調査を爲さしむる目的を以て外務省に於ては夙に明治三十九年以来萩原（守一）通商局長の下に條約改正調査係が設けられ「アンベルス」より歸朝の諸井（方郎）領事が其の主査となつた。明治四十一年桂内閣成立し八月二十七日小村駐英大使が歸朝して再び外務大臣に就任することとなるや右外務省に於ける條約改正調査事務は面目を一新することとなつた。蓋し小村は條約改正を敢行せんが爲めには先づ旧條約廢棄の通告をなすの必要を認め、而して之れが廢棄通告に備うるが爲め大至急諸般の準備を完了するを必要としたが爲めである。小村は明治二十一年大隈外相時代に於て外務省翻譯局長として間接に條約改正事務に関係し對

等條約の締結に付常に強硬なる意見を有し種々画策するところがあつた。明治二十九年には西園寺及大隈兩外務大臣の下に於て外務次官となり陸奥條約改正完成に付尽力するところがあつた。其後駐清及駐露公使を歴任して駐英大使となり、特に倫敦在任中は来るべき陸奥條約改正の重点は税権回復に在るを得し列国の條約改正史及本邦對外通商經濟政策に付研究するところがあつたと云う。依て明治四十一年外務大臣就任後直ちに本省に於ける條約改正に関する調査事務の面目を一新せしむる目的を以て、明治三十二年陸奥條約改正実施の際外務省参事官の職に在りたる阿部(守太郎)参事官を特に北京公使館より本省に招致し特に條約改正主任と爲し、又前記諸井領事を外務書記官とし之れを副主任とした。

次いで小村は明治四十一年十月勅令を以て條約改正準備委員会官制を公布し、自ら其の委員長となり其の下に平田(東助)内相、大浦(兼武)農商相及井上前駐独大使の三人を副委員長となし、委員には前記萩原通商局長、阿部公使館参事官、諸井外務書記官の外、關係各省の局長等を任命し、而して右條約改正準備委員会に於ては事項別に調査を進むる爲め特別委員会が組織せられ、国定税率、協定税率、土地所有權、永代借地權等の諸問題に付調査事務を分掌した。蓋し小村條約改正は税権回復を以て主目的としたるが故に大蔵大臣は最も利害關係を有したる次第なるに付桂總理は西園寺内閣の瓦解の原因の一に財政問題があつたのにも鑑み、又一方小村をして全權を振出しめんが爲め特に大蔵大臣を總理兼任と爲し、別に大蔵大臣を置かなかつた。而して小村は若槻大藏次官をして国定税率に関する特別委員長と爲し、一に條約改正の見地より關稅定率法改正案を立案せしむることとした。

之より先明治三十八年以来成立の西園寺内閣に於て林(董)外相は来るべく明治四十四年の條約改正に於ても陸奥條約改正當時に於ける如く旧條約の効力存続中に列国との間に改正の交渉を遂げ、右交渉成立後新たに協定せらるべき關稅をも考慮に容れ改正關稅定率法案を議會へ提出せんとする目算であつた様である。之れが爲め大蔵省に於ける改正關稅調査は其の進行振りが甚だ遅々であつた。然るに小村に於ては斯かる方針は泰西諸國に於ける通商條約改正の前例に違反し、徒に列国との交渉を遅延せしめ明治四十四年七月十六日即ち陸奥條約有効期間中に新條約の成立を見んこと殆ど不可能なるべきを察した。依て先づ陸奥條約の規定に基き滿一ヶ年前たる明治四十三年七月十六日又は八月三日に夫々相手國に對し條約廢棄通告を爲し背水の陣を布いて條約改正交渉を爲すべく、從て條約改正の基礎となるべき改正關稅定率法は遅くも右明治四十三年七月十六日以前に公布せしむるの必要ありとした。

然るに前記小村條約改正方針によるときは若し陸奥條約有効期間中に各國との條約改正完了せざる場合、自然本邦と條約改正未済國との間に無條約關係を惹起し之が爲めに通商貿易上種々の紛議を生ずべき虞れなしとシなかつた。從て右断乎たる小村條約改正方針に對しては元老、樞密院方面は勿論關稅改正に關係を有する大蔵、商工兩省方面に於ても相當の不安を懷くものがあつた。併し小村としては我國に採り不利なる陸奥條約の存続を避けんが爲めには林外相時代に於けるが如き緩慢たる方針を採用するを得ずとした。若し断乎たる方針に出でず陸奥條約改正の場合に於ける如く旧條約存続の儘交渉を継続する場合には自然條約交渉は長引き明治維新以來朝野の待望せる税権の回復は何時の日たるやを知り得べからざるものあるべしとした。依て小村は桂總理の信任の下に條約改正準備委員会委員長となり大蔵、農商務等關稅改正に關係ある事項は勿論、内務、司法、通信省等に關係する一切の事項に付ても之を統轄するに至つたのである。

小村は前掲の三大要綱中條約改正に關し

「該條約廢棄に決したる上は帝國は列國と對等の地位に立ち、列國との間に各別に新條約締結の談判を開始し、専ら利益交換の趣旨に基いて交渉を爲し、對手國との商業關係及び其の商業政策に鑑み、或は最惠主義に依り、或は互惠主義を用い、以て列國との間に適當なる條約を締結するを必要なりとす。」

と述べているが上記條約改正に關する外交方針中に或は最惠國主義に依り、或は互惠主義を用ひ以て列國との間に適當なる條約を締結するを必要とすとの意味は其の對手國の關稅政策にして相互關稅協定を許し、又本邦の輸出貿易發展上之が締結を必要とする場合に於ては之を行ふべく、之に反する場合には最惠國條款の交換に止めんとするの趣旨である。換言すれば英國は自由貿易主義を採用し、日本よりの輸入物品に対し茶、葉煙草等少數例外を除き一切關稅を課せざるが故に英國との間に互惠協定を締結するの余地なく、從て英國との改正條約に於ては最惠國待遇の交換により満足するの外なく、同様米仏兩國は本邦よりの輸入品に対し高率を課するものもあるも孰れも國定關稅制を採用するが故に互惠關稅協定の締結の余地なしとした。尤も後に説明するが如く右小村当初の方針たる英國及仏國に対しても米國に対すると等しく關稅協定を爲さずとの方針は英仏兩國政府の強硬に反對するところとなり、之が爲め兩國との條約改正交渉は甚だ難關に陥つた。英國政府の申分によれば「英國は保護關稅國たる米國、仏國又は獨逸、伊太利等よりも日本產品の輸入を優遇し居る次第なるに拘らず日本は陸奧條約廢棄後國定關稅を実施し英國より輸入の綿織物、鉄類、毛織物等に対し多大の關稅引上げをなさんとす。是等の英國產主要輸入品は陸奧改正條約に於て概ね從価一割の協定稅率の設けありしに對し從価二割乃至二割五分の國定關稅を其の儘課せんとするは甚だ不公平と言わざ

るを得ない。殊に改正關稅による新分類法によれば英國產品に対する負擔激増し現行協定稅率に比し五、六倍の引上げとなるもの多し」と主張した。仏國に於ては、複關稅制を採用し居るところ右による最低稅率は本邦に於て仏國よりの輸入品に對し特別優遇を与うる場合に限り之は本邦品に適用すべき筋合のものである。從て仏國は本邦に於て仏國主要產物に對する改正關稅の引下げをなさざる限り本邦品に最低稅率を附与し難しと主張した。

以上英仏等の反對ありしに拘らず小村外相は斷乎たる決心を以て條約改正に關する根本方針を明治四十二年二月二日の第二十五回帝國議會に於ける外交演說中に言明した。小村は右演說中に於て英國は其の國策として自由貿易主義を採用するが故に本邦との間に互惠協定の余地なく其の他の國に對しても本邦は互惠の基礎に於てのみ協定稅率を設くる方針に付其の範圍は極めて局限せらるべしとなした。在橫濱英國商人等は右外相の言明に驚き本邦改正關稅實施の結果英國よりの輸入貿易は殆ど全滅に歸すべきことを英國政府に陳情するに至つた。在英加藤大使は同盟の關係ある英國に對し經濟問題に付此の如き態度を採るは面白からずとの意見を上申して來た。本邦民間に於ても右加藤大使の意見に賛成するもの少くなかつた。條約改正に關する小村外交方針は常に外交軟弱を攻撃する本邦新聞界より却て余りに強硬に過ぐるとの反對を受けることとなつた。小村は右内外よりの反對に直面したる後に於ても互惠關稅協定に關する根本方針を斷行するの外なきものと決心した。其の結果英仏の如き關稅非協定方針を採用する國との間にも相互關稅協定が締結せらるゝに至つた。其の關稅政策上協定主義を採用する獨伊との間の交渉は比較的容易に纏つた。米國との間には移民問題に關し妥結を得ると共に一瀟千里の交渉が進められ各國中最先に改正條約が調印せらるゝに至つた。即ち、先づ明治四十四年二月二十一日米國との改正條約が華府に於て内田（康哉）大使により調印せ

られ、同四月三日には英國との改正條約が關稅の相互協定に關する形式に付妥協を得たる後、其加藤（高明）大使により調印せられた。次いで五月二十五日より六月二十一日の間に於て西、瑞典、諸威、瑞西との改正條約が夫々マドリツド、ストックホルム又はベルヌ駐在の荒川（巳次）公使、杉村（虎一）公使、又は秋月（左都夫）大使により調印せられた。最後に條約滿期前六月二十四日柏林に於て珍田大使により日独通商航海條約が相互關稅を包含する特別相互關稅條約と共に調印せられた。以上諸條約は瑞西との條約の外明治四十四年七月十六日、即ち陸奥條約失効以前に批准交換を見、翌十七日より実施を見るに至つた。瑞西との改正條約は先方の議會關係上其の批准書交換が明治四十四年十二月二十日となつたに付旧條約失効に先ち六月二十一日最惠國待遇交換を基礎とする暫定取極が締結せられた。

残る陸奥條約改正國中交渉最も困難を極めたるは仏國である。次は伊太利及白耳義との交渉であつた。仏國との交渉は前記の通り仏國が複關稅制度に基く非協定方針を採用し居る為め殆ど行詰りとなつたが、漸く彼我の間に相互關稅協定の形式を発見し、八月十九日協定稅目附屬通商航海條約が調印せられ、同時に暫定取極により本條約中通商航海に關する最惠國待遇及附屬協定稅目を九月一日より本條約が批准交換を見る迄仮りに実施することゝなつた。伊太利との條約は相互關稅協定に包含せらるべき彼我物品決定及羽二重以外の絹織物を最惠國待遇より除外すべき伊國側の要求の爲め交渉長引きしが漸く大正元年十一月二十五日（内田外相時代）改正條約が調印せられた。尤も明治四十四年七月十六日陸奥條約滿期後、大正二年六月十七日改正條約批准交換を見る迄、兩國間の通商航海關係は最惠國待遇を基礎とする暫定取極により律せられた。白耳義との改正條約は本邦が改正關稅に於て特に硝子製造業を保護す

ることに決心し、互惠協定により之を引下ぐることを欲せざりしが爲め條約交渉不成立に終り旧條約失効後久しく暫定取極により兩國間の通商航海關係を律することゝなつた。漸く大正十三年六月二十七日（幣原外相時代）通商航海條約が調印せられた。其の他丁抹とは明治四十五年二月十二日改正條約が調印せられ、和蘭とは同年七月六日、又澳洪とは大正六年十月二十八日夫々改正條約が調印せられた。尤も兩國とも旧條約失効後明治四十四年七月十六日又は八月三日暫定取極により通商航海關係を最惠國待遇の下に置くことゝした。之に反し葡萄牙との間には同國に於て革命等ありたる爲め終に暫定取極すら成立せず終に明治四十四年七月十七日以後無條約關係に陥るの止むを得ざるに至つたが漸く昭和七年三月二十三日に至り通商航海に關する取極が調印せられた。

第二款 改正案の要綱及其の交渉方針

條約改正準備委員會決議を基礎とし小村外相は明治四十三年二月の交、條約改正方針を閣議に提出し承認を得たが、其の内容は下記の如きものであつた。

第一 吾に不利なる條約規定を有する締盟各國に向つて、國別に談判を開始し当該國駐劄の我が大使をして専ら條約締結の交渉に當らしむること。

第二 若し現行條約終了に際して猶新條約締結を見る能わざる時は、關稅其の他緊急の事項に限り暫定約款を協定し、新條約締結に至る期間の急需に應ずるの方法を講ずる事。

第三 現行條約中吾に不利なる事項は總て新條約中より之を排除し、少くとも之を通商條約中より除去すること。

第三節 條約改正の完成

其の重要なもの左の如し。

- (一) 日英、日仏、日独追加條約中に規定する協定税率並に之に関する條項。
- (二) 日独及び日壤議定書中に規定せる「日本国定税率に改正を加うる場合ある時に、之を輸入品に適用せんには六ヶ月以前に公布するを要す」との條項。

(三) 現行條約中に規定する沿岸貿易許可の條項。

(四) 永代借地權確認の條項。

第四 最惠國條款は無條件主義を採用すること。但し有條件主義を採用する国に対しては、日本も亦有條件主義を採用するを原則とすること。

第五 帝國の保護又は占領の下にある地域は最惠國條款の適用の範圍外となすこと。

第六 輸入税は国定税率を適用するを以て原則とし、必要に応じ互惠の基礎に於て協定を爲すことあるべき事。

第七 国定税率は國家の收入及び産業発達を以て目的とし、併せて各産業の調和及び税率の權衡を保つに努むること。

第八 国定税率は複税率 (Double-Tariff) を採らずに、單税率 (Single-Tariff) を採ること。

第九 前二項の趣旨に基き現行關稅定率法改正案を作り、之を第二十六議會 (明治四十二年) に提出すること。

第十 關稅改正案にして議會の協贊を経るに至らざる時は、現行關稅定率法を以て税率協定談判の基礎とし、該談判の進行中は關稅全部の改正を爲さざること。

上記閣議方針案第三の冒頭に於て「少くとも之を通商條約中より除去すること」と記したるは陸奥條約中に存するところの日本に不利なる諸規定と雖も之を削除せしむること不可能なる場合には通商航海條約の表面に出さず、之を

秘密公文或は議事録等に記載することに改むるは差支なしとの意味であつた。例へば米國との條約改正交渉に於ては陸奥條約第二條末項を削除せしむることは絶対に必要なるも、米國との改正條約に於て本邦移民に対し入國の自由を認めしむることは事實不可能なるものと言わざるを得ない。依て改正條約の表面に於ては他の列國に対する條約と等しく締約國民相互に対し入國の自由を規定するの必要あるも別に秘密公文又は議事録等により米國に対し移民制限禁止の自由を認むることは止むを得ざるべしとの意向であつた。又陸奥條約中の永代借地權に関する規定の如きも之を削除すること絶対に必要なるも外交文書を以て之を土地所有權に更改し、又右更改の爲め生ずべき永代借地權保有者の受くべき損害に対し適當なる保償を与うることを約するも差支なしとの意味であつた。

方針案第三の(三)に關し陸奥日独通商航海條約附屬議定書第三節第五項末段に於ては片務的に「国定稅則並に之に改正を加うる場合あるとき其の改正を独逸國より日本國への輸入品に適用するには六ヶ月前に公布すべきものとす」と云う規定があつた。之が爲め陸奥條約改正実施後本邦に於て關稅を改正する際には常に關稅引上げを免るゝ爲め條約所定の六ヶ月内に多額の見越輸入を行うものを生じた。其の結果本邦の受くる財政經濟上の不利、不便少なしとしなかつた。依て小村條約改正に於ては是非斯かる不利なる片務的規定を一掃するの必要があつた。世界列國に於ては關稅改正を爲したる場合議會通過後直ちに之を実施するを常とし、各國共關稅改正の結果生ずべき見越し輸入の弊害を出来得るだけ防止せんが爲め種々の方法を講ずるのである。同様日独、日壤陸奥條約第九條第二項に於て規定する自國の版図内に於て同種物品が生産製造せられざる場合に於ては外國輸入品に対し消費稅を課することを得ずと云うが如き規定は、假令相互的規定と雖も本邦に於ける收稅權を束縛すること甚しきものある爲め小村條約改正に於て併せ

て之を削除するを適當とした。

上記方針第五に關し當時朝鮮は未だ併合せられず我國の保護の下にあり、又關東州は租借地として其の領土主權は日本に歸屬して居たにより、是等朝鮮及關東州は改正條約上之を一般外國と同視出来ない趣旨を明かにしたものである。即ち條約改正方針案に於ては朝鮮及關東州產貨物に与えたる待遇は最惠國條款によつて他の條約國に均霑せしむべきものに非ずとした。尤も右小村條約改正方針決定後間もなく朝鮮との間には明治四十三年八月二十二日併合條約が調印せられたるが故に改正條約に於ては何等朝鮮の爲め特別規定を設けざることとした。關東州に付ては小村改正條約を關東州に適用すべきことを規定したが、本邦に於て右條約規定を楯に採り關東州生産物に対して特惠關稅設定したることは大正十四年六月以後のことである。

方針案第六乃至第八に關し小村條約改正方針に於ては前記條約改正準備委員會決議の通り國定稅率を最低限度に制定すべく、其の代りに列國との協定は止むを得ざる場合の外之を爲さずと云うにあつた。其の理由は日本の重要貿易對手國たる英、米、仏の三国は關稅に付非協定方針を採用して居り、又支那は條約改正の圈外にあつた。従て本邦としては關稅協定の余地ある國は僅に独逸、伊太利等に過ぎなかつた。而も是等協定方針を採用する國に対する本邦よりの輸出は比較的僅少なりしを以て本邦に於て協定方針を採用し互惠の基礎に於て協定稅率を設けんとするも其の余地は甚だ僅少に止るべきものであつた。依て小村關稅改正に於ては恰も單一國定關稅制度を採用するが如き積りを以て國定稅率を最低限度に定むるの方針を採つたのである。右方針は独、伊等國定協定關稅制度を採用する諸國が條約改正交渉を始むる以前列國との關稅協定に備えんが爲め予め改正國定稅率案を高く引上ぐるが如き方針を採る場合と

は異なるのである。然るに本邦に於て斯かる方針を採用し條約改正の際主要列國との間に殆んど協定關稅を設けざる場合に於ては條約改正關係國は本邦との間に改正條約を締結するもせざるも其の本邦への輸入品の關稅待遇上殆ど差異なきこととなるのである。即ち列國は本邦との間に特に急いで改正條約を調印するの必要がないこととなるのである。斯かる小村條約改正方針より生ずる欠陥を匡正し列國の本邦に対する條約改正を促進せしむるの目的を以て條約改正係副主任諸井書記官は優遇制度なる名の下に一種の複關稅制度採用方を條約改正準備委員會に於て主張した。諸井書記官主張の右優遇稅制度なるものは英吉利、仏蘭西、米國等其の關稅制度上互惠協定成立の余地なき諸國よりの主要輸入品殊に陸奥條約に於て協定稅率の設定ありたるものに對し、一般稅率の外に之より幾分低き優遇稅率を設け、是等諸國が條約改正により本邦產品に對する最惠國待遇の許与を承諾したる場合には右優遇稅率を附与すべしと云うに在つた。尤も右優遇稅率は仏國の最低稅率と異り、西班牙の第二稅率と等しきものとすること、即ち相互利益交換ある場合には條約を以て更に之を引下ぐるも差支なきものとすべしとの意向であつた。(明治四十二年十二月條約改正係發行「關稅事項に關する通商條約締結意見書」、「條約改正意見」及「條約改正調查報告」参照)之に對し大藏省側委員殊に山崎橫濱稅關長は本邦政府に於て如何に最低の稅率を定め之を優遇稅率と稱して英、米、獨、仏等の諸國より之と交換的に本邦產品に對する最惠國待遇を獲得せんことを求むるも是等諸國は満足せず、更に優遇稅率の輕減を要求し來るべし。依て寧ろ始めより協定稅率設定の意向を以て交渉するの簡單なるに如かず。又優遇稅制採用の場合と雖も複關稅制度を採用の場合と等しく相手國の希望する程度に國定稅率を引下げざる限り關稅戰爭を惹起するの恐れあるは仏蘭西、西班牙の先例に付て見るも明かなるべし。又優遇稅率制を採用し條約改正の交渉を始めたる

後若し交渉が成立せざる場合には本邦は産業、財政上必要とする以上の高率なる一般税率を外国品に適用せざるを得ざるに至るは面白からず。更に政府をして条約締結権を束縛するが如き複関税制を採用するは再考を要するところなるべく、去り逆、諸井委員の説の如く優遇税率にして若し議会の同意を経ずして引下げ得る性質のものならば議会の協賛を得べきは困難なるべしと述べた。

結局条約改正準備委員会に於ては種々論議の末諸井委員より提議の優遇税率案を否決すると同時に陸奥条約関税協定国中非協定方針を採用するところの英仏両国の反対を出来得るだけ緩和する目的を以て其の主要輸入品たる鉄類、綿織物、毛織物及葡萄酒類に対しては特に税率を引下ぐる様努めた。蓋し当時における本邦貿易對手国の関税制度を通覧するに英本國、英自治領、印度、英直轄植民地、和蘭及其の植民地並に南米諸國は単税主義を採用し、仏、西班牙、希臘は複関税制度を採用し、米國も一九〇九年ペイン関税法に於て一種の複関税を採用して居た。即ち是等諸國は何れも関税非協定方針を採用するものである。之に反し独、伊、澳、洪、白耳義、瑞西、瑞典、諸威等の諸國は国定協定主義を採用し、本邦は是等諸國との間に関税協定を行うの余地あるも本邦より是等諸國への輸出額は僅少なるため其の範囲は僅少であつた。是等事情の下に小村外相の保持せる関税協定方針の下に条約改正交渉を進むる場合には独伊等の小數國を除き英、仏、米始め諸外國は本邦との間に条約を改正するも何等の實質的利益を齎さざること明かであつたから明治四十三年末頃には本邦と各國との条約改正談判殆ど行詰りの感あるに至つた。

方針案第九及第十に關し小村条約改正に於ては税權回復を以て其の骨子とするが故に一般歐洲諸國間に行はるゝ通り関税率法改正案を条約改正交渉開始前公布するの必要があつた。諸外國との条約改正は右改正関税率法を基礎

として交渉し、特に必要ある場合に限り相互的基礎の下に協定税率を設くるの必要があつた。依て関税率法改正案は遅くも明治四十二年冬の第二十六議會に之を提出し、翌四十三年七月又は八月陸奥諸條約に対し廢棄を通告するに先ち之を公布するの必要があつた。然るに若し第二十六議會に於て小村外相の希望する通り関税率法改正案を通過せしむるを得ざる場合に於ては当時実施中の明治三十九年制定の関税率法を談判の基礎として用ゆること止むを得ずとした。明治三十九年制定の関税率法は綿織物、毛織物及鉄類は從價三割、葡萄酒は從價四割五分を基準として居り、小村改正関税に比し一般に甚だ高率なるも小村は交渉中国定関税を動かすを得ざるにより之を基礎として交渉することを止むを得ずとした。当初大蔵省当局に於ては関税改正に対する準備調査未だ進捗し居らざりしに付、明治三十九年の関税率法を基礎とし外國との間に条約改正交渉を進め、大体の見極め付きたる後改正関税率法案を議會に提出したき意向であつた。併し小村は之を不可とし明治四十二年の帝國議會に改正関税率法案を提出すること、を条約交渉上絶対に必要なりとしたのである。之が為め条約改正準備委員會中国定税率に關する特別委員會に於ては若槻委員長の下に明治四十二年夏季休暇を廢し連日連夜會議を開き大蔵省側提出案を基礎とし各税目に対する從價税率基準案を審議決定するところあつた。其後右基準に従い從量税に換算したるものを改正関税率法案として帝國議會に提出することは大蔵省当局に委任せられた。大蔵省当局に於ては之を從量税率に換算するに當りては陸奥協定税率に於ける商業的分類を廢し學術的分類法を採用した。例えば布帛類に付ては、其の種類、加工の程度、重量、及一定の面積内に於ける経緯の糸數等により税率細分を行うことゝなつた。其の結果税率の負担が從來よりも公平となりたる為め英國より輸入の精良なる綿布、毛織物等の国定税率は陸奥協定税率に比し小村外相が当初予想せるよりも甚

しき引上げとなつた。

石井外務次官を委員長とする条約改正準備委員会に於ける協定税率に関する特別委員会とは国定税率に関する特別委員会と併行して之が審議を進め、(甲)関税協定を絶対不可とする物品、(乙)関税協定を不可とする物品、(丙)関税協定を行ない差支えなき物品の三つに類別し、(甲)の中には酒類、煙草、米及粳、砂糖、石油等の如き財政及産業上絶対に協定を不可とするものを包含せしめ、(乙)の中には毛織物、鉄類、印刷料紙、硝子、護謨製品、セルロイド製品、機械、船舶等の如き本邦産業保護上税権の束縛を不可とするものを選択した。併し其の内容は交渉の必要上之を秘密とした。

第三款 改正関税率法及外国人士地所有権法の制定

明治四十三年二月閣議決定の条約改正方針に基き関税率法改正案は直ちに明治四十三年十二月二十二日開会の第二十六帝國議會に提出せられた。帝國議會に於ては穀物、葡萄酒、天然藍、人造藍、染料、亜麻織糸、「ホース」、鉄線、絶縁電線、タイヤー、自動車部分品、船舶(船齡十年以上のもの)、セルロイド、鉄等に対し幾分税率を引上げ、之に反し棉子、「コンデンス・ミルク」、印刷料紙、牛皮、沈香、白檀、野蚕糸、ワイヤ・ロッド、蒼鉛、製糖機械、製紙機械等の税率を引下げたる後三月二十日兩院を通過し、四月十五日法律第五十四号を以て公布、之が実施期は勅令を以て定むることとした。同法律は明治三十九年制定の関税率法に対し根本的修正を加へたるものにして其の儘明治四十四年七月十七日より実施せられた。

元来本邦関税率は慶應二年諸外国との間に協定せる江戸改税約書に由つて定められ、輸出入共従価五分を標準とす

る従量税であつた。明治三十二年の陸奥改正条約に於ては始めて国定関税制定せられたるも英、独、仏三国よりの重要品に対しては従価一割見当の協定税率が設けられ、右協定税率を最惠国待遇を有する条約国全部に適用した。右陸奥改正条約による協定税率は井上外相の明治二十年条約改正會議に於て関税に関する特別委員会より報告せられたるものを基礎とせるものである。明治三十二年一月一日以後協定に包含せられざる物品は国定税率に服することとなつた。右国定税率は大体に於て前記井上外相時代条約改正委員会に於て決定せるものを基礎とし、收税の關係より之れに幾分引上げたるものなるが、爾後明治三十八年七月一日の非常特別税法改正、明治三十九年十月一日の関税率法改正により累次引上げられた。其の結果協定税品と国定税品との間に税率上甚しき不均衡を生じて居た。小村條約改正に於ては是等而税率の間に存する不均衡を矯正すると共に国内産業に対して輕微なる保護を加へ兼ねて適度の収入増加を計るを目的とした。従て條約改正交渉の結果設けらるべき互恵協定の範圍は国内の産業保護及收税上支障を生ぜざる程度に限定せんことを努めた。之が爲め條約改正準備委員会に於ては予め絶対に協定を不可とするもの、及止むを得ざる場合の外協定を不可とする品目を議決し置きたることは既述の通りである。換言すれば小村関税改正に於ては安政開国以来半世紀以上の長き間甘受したる税権の束縛より解放し本邦産業、財政上適當なる国定税率を定むるに在りたるも之と同時に條約改正交渉上の便宜を考え出来得るだけ之を低率に定むることとしたものである。

次に明治四十三年制定の関税率法の内容を説明する。

第一 関税率の標準

(甲) 工業原料品

(イ) 内地に生産なきか又は生産不十分なるもの。

棉花、羊毛、鈳石、石炭等の如き内地に於ける不生産或は生産不十分なる物品に対しては無税とした。

(ロ) 内地に生産あるもの。

原料品にても内地に生産あるもの、即ち繭、皮類、タンニン材料の如き物品は従価五分とした。木材は一般に従価一割とし、(賞玩用のものは従価一割五分乃至二割)、構寸軸木製造用材は無税とした。

(ハ) 農産物

農産物中米及粳は明治三十二年陸奥改正條約実施の際は無税であつた。明治三十八年非常特別税法改正により始めて従価一割五分を基準として毎百斤六十四錢一厘を課することとした。大麦、小麦其の他の穀類及豆類等は陸奥條約実施の際従価五分基準なりしを明治三十八年の改正以後従価一割五分基準の従量税率を課することとした。小村関税改正政府原案に於ては前記小村外相就任の際閣議に於て決定せる外交方針第二に於て對外經營に關しては商工業の發達を計ることありし見地より農産物関税は之を据置くこととした。然るに衆議院に於ては農業保護論甚だ有力にして原案を修正し米及粳に対しては毎百斤一円(従価二割三分)に引上げ、大麦、小麦、大豆等に対しては従価二割基準に従量税を引上ぐることにした。同時に衆議院に於ては農産物に対する引上げが高率に過ぐと非難ありたるを緩和せんが為め関税率法第六條として新規定を設け、政府は凶作の場合に於ては勅令を以て米及粳の関税を六十四錢迄引下げ得ることとした、貴族院に於ては衆議院の米、粳等に対する修正を不可とし政府原案に復せしめたが、両院協議会に於ては前記関税率法第六條所定凶作の場合に於て引下げ得べき米及粳

の関税を毎百斤四十錢と為すことと改めたる上関税に付ては一切衆議院の修正を認むることとした。

(ニ) 半製品

(イ) 工程の簡單なるもの。

例えば金屬の塊及錠、屑及故、「コークス」、「パルプ」等は従価五分

(ロ) 工程の進めるもの。

諸織糸は従価一割、鉄の「シート・バー」は七分五厘、條竿は一割五分、鉄以外の條竿及諸金屬の板線類二割とした。

(ホ) 全製品

(イ) 布帛類

織物従価二割、毛織物二割五分、絹織物四割、護謨製品及革製品二割、セルロイド製品二割五分と定めた。

右の中綿織物及毛織物に付ては明治三十九年関税法による国定税率の基準は従価三割なりしものを、綿布に付ては一割方、毛織物に対しては五分方の軽減を為したのである。

(ロ) 布帛製品

綿手巾、窓掛等直接消費品に対しては一般嗜好品同様收税上の目的を以て従価四割を据置くこととした。

(ハ) 機械類

機械類に対しては本邦産業保護の關係あるが為め出来得る丈け之を低率に為すことを欲したるも、其の材料た

る鉄材に対し協定税率一割のものを一割五分に引上げたる關係上従価二割基準の従量税を課することとした。尤も特に本邦輸出産業上必要なる紡績機械、織布機械、金属木工機械及原動力機等の如きもの並に製糖用機械、製紙用機械等は従価一割五分基準に据置くこととなつた。

(二) 生産に必要な全製品

全製品にても肥料の如き農作物に必要なものは無税とし、染料は輸出産業に必要な物品なるに付当時本邦に生産なかりし「アニリン」染料は従価一割に据置き内地産天然藍と競争ある人造藍は従価一割八分に引上げた。薬剤は内地生産の有無により従価一割又は二割とした。

(三) 嗜好食料品

小麦粉に対して毎百斤一円八〇（従価三割四分）、「オートミル」、「コーン・スターチ」等は従価三割、蔬菜、果実の罐詰は砂糖入りのもの従価八割、然らざるもの従価四割、茶及珈琲は従価四割五分、「バター」は従価四割、砂糖は粗糖従価五割、精糖従価六割の高率を定むることとした。砂糖に対しては收入の目的の外台湾に於ける製糖業の保護の關係より高税を課するものであつた。煙草に対し専売の關係上個人の輸入を許さざるを以て原則とするも特に許可を得て輸入を許す場合には従価三十五割五分を課することとした。酒類に対しては造石税との關係上含有酒精分により税率を定むることとした。但し葡萄酒及「シャンパン」に対しては公国との關係を考量し特に低率に定むることとしたが、尙陸奥協定税率に対し甚しく引上げられ、例えば樽入葡萄酒は毎百「リットル」一円二四二（従価一割）より一五円〇〇に引上げられた。

(四) 奢侈品

香油、香水等の奢侈品に対しては嗜好品と等しく收税の目的を以て従価五割又は六割の高率を課し、金銀製品に対しても従価五割を課することとした。但し密輸入を防止する目的を以て貴石の関税は従価五割より従価五分に減じ、金又は白金側懷中時計は従価五割税を改め之れを基準として毎個ごとに従量関税を定めたるに付精巧のものに対しては却て低率となつた。

第二 従量税の範圍擴張

従量税と従価税と何れが可なりやに付ては學理上種々の議論あるも實際上にては課税の便宜上従量税を可とす。故に小村関税改正の際には従量税の範圍を更に擴張した。而して條約改正準備委員会より關係各品に対する基準従価率に基き従量税に換算することを委任された大藏当局に於ては原則として明治四十一年の平均輸入価格を右換算の基礎とした。尤も右明治四十一年の平均価格により算定したる従量税が余り高率に失すると思考せらるゝ場合に於ては公平を期する為め明治四十一年を中心とする三カ年平均価格又は明治四十二年一月乃至八月迄の輸入平均価格を採用することとした。尙輸入平均価格により従量税を算定する場合には低級品に対し比較的高率となるも本邦産の綿織物、毛織物等は主として外国輸入の中級品以下と競争し居るが故に其の保護上適當なりとした。此の点より見れば英吉利輸入の一般布帛類は独伊等の同種輸入品より価格が高きに付其の負担は比較的輕き次第なるも、本邦改正関税は公平に細分せらるゝに至りしに付一般英國産品は従來の協定税率が低かりし丈け夫れ丈け多大の引上げを見るに至つたのである。

第三 税率の細分

税率の細分も亦小村改正関税の特徴である。明治三十九年の関税定率法に於ては税番数五三八であつたものが、改正関税に於ては六四七に増加し、更に税率数は旧関税にて八一九なりしものが、改正関税に於ては一、五五九に増加した。無税品は旧関税法に於て四七なりしものが、改正関税法に於ては八六に増加した。

改正関税定率法に於ては税目の分類に付商業上の名称 (Commercial Name) を廃し、物品の性質及組織に基き學術的分類を為すこととした。右學術的分類を為すことは特に布帛類に於て甚しきものがあつた。例えば従来の関税定率法に於ては陸奥協定條約の定むるところに従ひ天鵞絨、生金巾、晒金巾、綿繻子、綿イタリアンス、紋金巾等の商業上の名称を用い、右に對する税率は容積により方碼何程と定めたりしを、改正関税に於ては税率の單位を重量に改め毎百斤何程と定むる外其分類に付ては是等商業上名称を一切廃止し、其の代り先づ織方により天鵞絨、フランネル縮、搦織布、平織布、紋織布及其他のもの等に大別し、次に加工の程度により之を、生地、晒及其他のもの (即ち染めたるもの) とに小別し、更に之れを毎百平方米の重量及五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸数を以て細別することとした。之が為め例えば晒金巾の税率は陸奥協定税率に於ては毎方碼〇円一〇の一税率に過ぎざりしものが、改正関税に於ては毎百斤一二円〇〇乃至八〇円〇〇の二十一税率に分類せらるることとなつた。

第四 報復條項 (Retaliation Clause) の設定

改正関税定率法第四條に於ては或外国が日本産貨物又は船舶に對し第三国の貨物又は船舶より不利益なる待遇を爲した場合に於ては勅令を以て物品を指定し、一般関税率の外に其の物品の価格以下の税を追課することを得べき旨を

規定した。勿論右報復関税は当該国との條約改正成功し最惠国待遇交換が規定せらるゝ場合に於ては之が適用を見ざる次第である。加之仮りに陸奥條約失効前迄に改正條約が効力を發生するに至らざる場合に於ても外国に於て本邦産輸入品又は本邦船舶に關し関税、噸税其の他の賦課上何等の差別を設けざる場合に於ては之が適用を見ざるべきものである。然るに之に反し對手国が無條約後本邦産貨物に對し最惠国待遇の附与を拒み其の結果本邦産貨物に差別的・高関税を課し又本邦船舶に對し高率なる噸税を課するが如き場合に於ては本邦は對手国産貨物及船舶に對し報復関税を適用し得ることとなるのである。尤も對手国に於て無條約の爲め多少の差別待遇生じればとて本邦に於て右報復條項を適用するときには對手国に於ては更に本邦品に對する差別待遇を強化し所謂関税戦争を惹起することとなるに付實際上の問題としては無條約国となりたればとて直ちに本條項を適用する場合は極めて稀である。現に本邦は小村條約改正後久しく葡萄牙との間に無條約であり之れが為葡萄牙に於て本邦産貨物は差別待遇を受けたるも本條項の実施を見たことはない。

明治四十三年改正関税定率法公布の際其の要旨として大藏当局は次の如く説明した。

明治四十年——四十一年二カ年間の平均本邦輸入総額は四億六千五百万円であり、右に對する関税収入が四千五百八十八万九千円であつた。即ち平均税率は総輸入額に對して九分九厘、有税品輸入価格に對して一割五分六厘に相当して居る。斯く平均税率の低率なる所以は協定税品が有税品輸入総額中四割余を占め而も右協定税率は現在の價格に直し平均從價七分余に相当するに過ぎないからである。従て若し仮りに協定を全廢し、明治三十九年の国定税率を其の儘適用するとすれば、関税収入額は六千八百九十六万七千円に上り、其の平均税率は総収入額に對して一割四分八

厘、又有税品輸入額に對して二割三分四厘に上り関稅收入額は差引二千三百万円位増加すべき筈である。然るに政府提出の原改正案に依つて計算するときの平均税率は總輸入額に對して一割七分、有税品輸入額に對して平均二割に相當し、関稅收入額に於ては一千二三百万円を増加する見込であつた。即ち日本政府は條約改正を容易ならしめんが爲め、国定税率に對して甚だしき輕減をなしたのである。尤も議會の修正に依つて、「コンデンス・ミルク」等の税率を引下げ、又野蚕糸を無税とし爲めに約六十万円丈け稅收の減少を來したが、他面穀物染料等に對して稍税率を引上げた爲め差引二百五十万円を増加し結局議會通過案は現行法に比し約一千五百万円の増収となり、平均税率は總輸入額に對し一割四分、有税品に對し二割二分となる見込となつた。即ち改正関稅定率法は尙現行国定税率に比し約一分方引下げらるゝ勘定となるのである。尤も協定税率に制せらるゝ現行の實際平均税率と之に制せられざる改正関稅法とを比較すれば、上記現行總平均輸入税率九分九厘のものが四分一厘方引上げられ又有税品平均税率一割五分六厘が六分四厘方引上げらるゝ勘定である。要するに改正関稅定率法による平均率を歐米諸国の夫れと比較するに我國の方が遙に低いと言わざるを得ない。

蓋し小村條約改正に於て関稅改正を行わずして陸奥協定税率を全部廢止すれば自動的に明治三十九年制定の国定税率が實施せらるゝこととなるが、斯くては余り高率の引上げとなるべしとの心配から從來協定税率の存したる物品の国定税率を出來得る丈け引下げたる後之れを實施せんとの根本方針を採つたのである。此の輕減された最低の国定税率を提げて外国と交渉し、已むを得ざる場合には互惠協定により引下ぐるることある外、譬え無條約を賭しても之れを維持せん、とするものである。而して右改正税率は其の儘實施せらるゝこととなるも、其の平均税率は歐米主要国の

夫れよりも低く例えば前記大蔵當局の計算による有税品平均税率二割二分は米国の四割であるに對し約半額である。更に小村改正関稅による綿織物、毛織物、鉄類等の主要輸入貨物の税率は米國、露西亞等に於ける高関稅國の夫れに比する場合は勿論、独、伊、仏等に於ける當時の協定税率又は最低税率に比較するも低率であつた。小村條約改正の準備として改正関稅定率法の外、外国人土地所有權法が制定せられた。政府は條約改正準備委員會の決議に基き明治四十二年九月の閣議の承認を経て外国人土地所有權法案を明治四十二年の帝國議會に提出することに決した。本邦條約改正沿革より言えば明治十五年井上條約改正時代及明治二十二年の大隈外相時代の方針に立ち返つたのである。併し小村外相時代に於ては最早時世の交転により朝野に於て何等之に對し異議を稱うるものなく、帝國議會に於ても差したる議論もなく政府原案の儘之に協賛を与え直ちに明治四十三年四月十六日法律第五十一号として公布せられ、之が實施期は勅令を以て定むることとした。明治四十三年外国人土地所有權法の要旨は前記小村より提出せる閣議申請案により明かなるが次の如くである。

一 外国人は其の本国に於て本邦人が土地所有權を有する場合に限り、我が國に於て土地所有權を享有するを得ること、其の國名は勅令を以て之を指定すること。

二 外国人は國務の爲必要な地域並に北海道、台灣又は樺太に於て土地を所有するを得ざる事。但し台灣に於て外国人が既に所有する土地は此の限りにあらざること。

三 土地を所有する外国人が我が國に於て土地を所有するを得ざるに至りたる場合には其の所有地の処分については相當の方法を設けること。

四 前記法律の施行期日は勅令を以て之を定むること。

上記要旨(四)によつて本法律の施行期日は後日勅令を以て定むることとした理由は條約改正の終結を待つて之を実施せんと小村の意向に出でたものである。然るに各国との條約改正は陸奥條約満期日たる明治四十四年七月又は八月に完了せず、併も右外国人への土地所有権附与と密接の關係を有する永代借地権の処分付英、米、仏、独等列国との協定成立せざりし結果小村條約改正完成後に於ても本法律実施の勅令は發布せらるゝことなくして了つた。尤も明治四十三年の外国人土地所有権法は其後大正十四年の再修正を経て実施せらるゝこととなつた。尙明治四十三年の外国人土地所有権法が未実施に終つた理由は條約改正交渉關係による外、同法公布後司法省当局より之を其の儘実施することに付異議を有したるにも原因するのである。司法省当局に於ては本法制定の際條約改正準備委員会に於て其の成立を急ぎたるため法文上不備の点ありとなし、無修正の儘之を実施することに付反対を称するに至つたのである。右條約改正準備の爲め公布を急ぎたる法律が不備なりとの理由により未実施に了りたることは恰も明治二十四年三月四日公布の旧民法が議會及国内学者の反対を受け結局未実施に終り之に代へ明治二十九年及三十年に至り改正民法の実施を見たと類似せるところがある。

第四款 米国との交渉経過

米国との改正通商航海條約は明治四十四年二月二十一日華盛頓に於て駐米内田(康哉)大使と米国國務長官「ノックス」との間に調印せられたが、各国との小村條約中最初に調印されたものである。米国との條約改正交渉の重点は

移民問題に置かれた。本邦に於ける對外移民政策の指標は前述小村の外交方針大綱第二により日本人を好まざる方面に對して強いて移民を送るの必要なしと云うに在り、従て是等日本移民を好まざる方面に對しては我より進んで其の出國に對し適當なる制限禁止を爲すべしと雖も、其の代りに是等方面との改正條約に於て移民に關する事項に付ては完全なる最惠國待遇を確保し是等諸國が本邦移民に對し差別的制限及禁止を條約又は外國の法律を以てすることに對しては斷然拒絶すべしと云うに在つた。依て米國に對する條約改正方針としては陸奥條約第二條末項に規定するところの移民に關する留保事項を削除せしめ、第一條に於て日本國民の入國、居住、旅行に對し一般泰西諸國民と平等の地位を獲得せしめんとするに在つた。即ち明治四十三年駐米内田大使に對し米國政府へ提示方訓令せる日米通商航海條約案に於ては英國其の他の諸國に對する改正條約案と何等異なる所なく、第一條冒頭に於ては「兩締約國一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内の各地に到り又は滞在することに付家族と共に完全なる自由を有すべく而して其の國法に遵守するに於ては」と規定し、同條第一号に於ては冒頭所載國法遵守の下に「旅行、居住すること、修學研究を爲すこと、生業、職業に従ふこと及生産、製造の業を営むこと」に關する一切の事項に付總て最惠國の臣民又は人民と同一の基礎に置かるべきこと」を規定した。右の如く小村條約改正に於て各國へ提出すべき通商航海條約案中入國、滞在に付ては國法遵守なる條件すらも削除し、之を絶對的規定としたこと並に同冒頭に於て特に「家族と共に」なる字句を加え、又第一号に於て特に「修學研究を爲すこと」に關し最惠國待遇を規定せることも全く對米移民關係を考慮して設けたる規定であつた。

小村は前記移民に關する一般方針に基き改正通商航海條約案を内田大使に送付し條約改正交渉開始を訓令するに當

り陸奥條約第二條末項に於ては「但し本條及前條の規定は兩締約国の各方に於て商業労働者の移住警察及公安に関し現に行われ、又は将来制定せらるべき法律勅令及規則には何等の影響を及ぼす事なし」と規定せる爲め、第一條及第二條に於て入国、旅行、居住の自由及通商航海の自由を規定し居るに拘らず米國政府に対し日本移民の入国、旅行、居住に対し差別的立法を爲し得るの權利を附与するものなるを以て、右第二條末項を削除することが日米條約改正の眼目であると説明した。蓋し日米通商航海條約第二條末項但書に於ては日露通商航海條約第二條末項と異り右等商業、労働者の移住、警察及公安に関し制定せらるべき特別法令に対し「外国人一般に適用すべき」ものたることを條件とせざるが故に是等の事項に関し締約国は差別的待遇を爲し得る權利を留保せるものと言わざるを得ないのである。換言すれば小村は日米條約の改正により将来米國へ移民を多く送出さんとするが如き意向なかりしも、改正條約に対する一般原則として少くも形式上移民其の他國際交通上一切の事項に関し差別待遇を甘受し得ずと云うに在つた。

又關稅事項に關しては米國は既に寺島外相時代明治十一年七月二十五日調印の日米條約により日本に対し關稅自主權を許与することを承認した。尤も該條約は他の諸外國が同様の條約を締結したる後始めて効力を發生すべしとの條件を附しありしに付結局何等実効を發生することなかつた。其後井上、大隈兩條約改正に於ても米國代表は本邦に対し關稅自主權を認むべきことを主張した。尤も米國の本邦條約改正に対する根本方針として何事に付ても別國より不利益なる待遇を受けざるべきことに在つた。殊に其の特産物たる石油に対しては他國よりの重要產品に對すると同様の低關稅を要求するを常とした。明治三十二年の陸奥條約改正に於ては日本側に移民に關する第二條但書の挿入を要求する代償として日本側より提議の石油、小麦粉、懷中時計等の米國重要產品に對する稅率協定を辭退したるも、米

國產品に對して最惠國待遇が確保せらるゝ外石油等に對しても井上、大隈兩外相時代に於て外國との間の協議により定めたる關稅率が大体に於て採用せらるべきことを予想した。

然るに斯く米國より輸入さるゝ重要產品に對しては陸奥條約改正の際協定稅率を設けざりしが爲め爾後米國產品は英、仏、獨諸國よりの輸入品に比し比較的高率を受くることゝなつた。例えば石油は早くも明治三十四年十月一日の關稅改正により毎ガロン〇円〇一六（從價一割）より倍額の〇円〇三二に引上げ更に明治三十七年日露開戦後兩度の非常特別稅法の適用により毎ガロン〇円〇九六（從價五割）の高率を受くることゝなつた。其の他主として米國より輸入せらるゝ小麦粉、縫衣機、写真機等も亦高稅率に引上げらるゝことゝなつた。其の結果當時の調査によるに、米國產品中陸奥條約中協定稅率の利益を受くるものは明治四十、四十一兩年平均總輸入額中二〇・五％に過ぎずして之を英國の四二・九％、仏國の五四・四％、獨の五八・六％、伊の六七・一％に比し甚だ少く、同年平均本邦に於ける米國より輸入有稅品平均稅率も二二・一％にして、英、仏、獨輸入の有稅品平均稅率の一・二・二％、一〇・八％又は一〇・三％なるに比し多大の懸隔があつた。依て在本邦米國大使オブライエンは條約改正交渉に入るに先ち小村に對し米國重要輸入品に對する本邦關稅待遇比較表を送付し、英、仏、獨よりの輸入品に對するよりも高率なることを訴えた。之に對し小村は斯かる差別の生ぜし理由は米國が陸奥條約に於て協定稅率を有せざりし當然の結果である。従て米國品と他列國品の關稅負擔上の不權衡は来るべき關稅改正の際に匡正せらるべし。（當時の計算によれば改正稅率實施後本邦有稅品輸入總額に對する平均稅率は英國品は一八・九％に、獨逸品は一九・四％に、仏國品は二四・五％に引上げらるるに對し、米國品は二六・七％に引上げらるゝことゝなつて居り、平均稅率に於ては依然米國品が最

高率を受くるも税率引上げの程度は米国品が最少であつた。又米國關稅法に於て絹織物、陶磁器等本邦產品に對し高率を課するに比較すれば、本邦の米國重要產品に對する待遇は甚だ緩大なりと回答した。

以上の経緯に鑑み愈々明治四十三年條約改正交渉に入つた後米國政府は在米内田大使に對し本邦より提出の通商航海條約案第六條に「輸入税は今後兩國間の特別取極又は各自の内國法に依りて之を定むべし」とあり、又相互關稅條約案第一條に於て輸入税に關し相互に最惠國待遇を保障せるに對し覺書を以て本邦提案を次の如く改めんことを申入れた。

「關稅に關する特別取極の締結せらるるに至る迄は日本政府は關稅に付列國に許与することあるべきものと實際上同一なる優遇を合衆國に許与すべく、若し日本政府に於て特別條約又は關稅率の改正により別國產品に對し關稅上特別の待遇を許与する場合には之に匹敵する特別待遇を合衆國の產品にも提供すべし、斯かる條件の下に合衆國は引続き其の最低稅率を日本品に許与することに對する報酬とすべし」

右米國の提議後段は一九〇九年（明治四十二年）八月成立の「ペイン・オールドリッチ」關稅法に定むるところの複關稅規定に基くものであり、右覺書中「實際上同一なる優遇云々」なる字句も同關稅法中の規定を踏襲したものであつた。因に米國「ペイン・オールドリッチ」關稅法は複關稅制度を採用せるとは言え其の形式は他國複關稅法とは大に其の趣を異にして居り複關稅と言ふよりも寧ろ報復關稅と言ふべきものであつた。即ち他國複關稅法の場合に於ては各關稅率に付一々一般稅率（最高稅率）と最低稅率を定めあるも、「ペイン・オールドリッチ」關稅法に於ては最低稅率のみを定め別に從價二割五分を増したるものを一般稅率と為すとの一般的規定を設けたのみである。米國は「ペイン・

オールドリッチ」關稅法の下に米國品に對し最惠國待遇を附与せざる外國よりの輸入品に對しても右一般稅率による附加關稅を適用せざる場合が多かつた。米國政府に於ては在本邦米國大使よりの報告に基き本邦に於ける米國產品の待遇が陸奥條約の下に英、仏、独等の諸國產品に對するよりも實際上不利なる關係に在る点を捉え、小村條約改正の際幾分なりとも之を匡正せんと目的を以て右様「ペイン・オールドリッチ」關稅法の規定を援用し覺書を以て本邦政府の注意を喚起したるものである。依て右米國覺書に對し小村は内田大使に訓令し大略次の如く回答せしめた。

「米國現行關稅法上に於ける最低稅率なるものは本邦改正關稅に於ける一般稅率に相當するものである。米國に於ける産業及財政上必要なる程度に定めたものである。依て米國に於て其の產品の爲めに日本より特別の利益を受けんと欲する場合は米國も亦日本產品に對し其の最低稅率を更に輕減すべきである。帝國政府の方針は互惠によつてのみ稅率を輕減せんとする。又米國提案の如く片務的に關稅輕減を許すときは米國以外の國との條約改正に惡影響を及ぼすことになるに付承諾し難し。加之米國は其の最低稅率なるものを以て多くの外國より單に最惠國待遇を獲得して居るのみであつて、最低稅率を對價として何れの外國に對しても特別の減稅を要求した例がない。依て米國は日本に對しても宜しく單なる最惠國待遇の交換を以て満足をすべき筋合である。」

其後交渉の末結局米國は關稅に關する提議を撤回し本邦提案を承諾した。即ち改正日米條約第五條第一項に於ては通商航海條約に關する本邦提案に従ひ「兩締約國の一方の版圖内の生産又は製造に係る物品にして他の一方の版圖内に輸入せらるゝものに對する輸入税は今後兩國間の特別取極又は各自の國內法に依りて之を定むべし」なる規定を採用すると同時に特別相互關稅條約案第一條に代え附屬議定書に於て「關稅に關しては特別取極の締結せらるゝに至る

迄は陸奥條約第二條に規定する最惠国待遇の交換を維持すべし」と規定し、本邦より提案せる特別相互関税條約は調印せぬこととした。同第二項に於ては輸出税に付最惠国待遇を保障し、同三項に於ては輸出入の禁止制限に付最惠国待遇を保障した。改正日米條約第十四條に於ては陸奥條約同様通商航海に関する一切の事項に付有條件最惠国待遇を規定し其の冒頭には「本條約中他に別段の規定なき限りは」なる留保的字句を附加した。尤も改正日米條約中には通商航海に関する事項に付別に最惠国待遇の除外例たるべき規定を設けて居ない。尙本規定に付米國政府に於ては日本又は歐洲諸國の如く無償無條件主義を採用する國に對しては米國も亦無償無條件主義を主張するの權利ありと解釋して居る。例えば本邦が互惠協定の下に英國より輸入の鉄、綿織物、毛織物等に對し三分の一又は四分の一減税の関税引下げを為したる場合には米國は無償無條件にて右減税に均霑し得べしとなす。何となれば本邦は斯かる関税軽減を最惠國條款の下に何れの條約國にも「無償にて許与するものなるに付」米國に對しても本規定の字句通り無償にて均霑せしむるの必要ありと云うのである。之に反し米國が一八九四年ウエルソン互惠関税法により仏蘭西、瑞西等に絹織物等の関税軽減を許したる場合には何れの外國に對しても無償にて許与することなきに付日本も亦無償にて之を均霑するを得ず。之れに均霑せんとする場合には「同一又は均等の條件」を提供するを要すと云うのである。併し斯かる米國の主張は甚だ得手勝手と言わざるを得ぬから之れが為め米國は仏、独等多くの諸國との間に最惠國待遇を包含する通商條約を締結し得なかつた。其の結果として第一次世界大戰争後米國は對外輸出貿易の發展を策するに至つた後は最惠國條款に関する有條件主義を捨て一九二三年（大正十二年）以來無條件主義に転向するに至つた。尤も玆に對する互惠税率は依然最惠國條款の均霑外なりと主張して居る。

一方移民問題に関しては、清國移民が米國に於て漸次排斥を受けるに至りたる後之に代つて日本移民が布哇及太平洋岸に多數入國し始めた。布哇との間に明治四年（一八七一年）七月日布修好條約が締結せられ、又明治四十九年一月二十八日日本移民の保護を目的とし日布兩國間に渡航條約が締結せられた。布哇に於ては支那人に對すると等しく砂糖耕作の爲め日本労働者の入國を歓迎した。夫等の労働者は主に琉球及九州出身のもので移民契約の下に移入され、其の待遇も清人労働者と大差なきものであつた。米國本土に於ては労働者の勢力大なる為一般亞細亞人に對する排斥の傾向は布哇よりも早く發生し既に一八八五年（明治十八年）の移民法に於ては始めて契約移民は人權を束縛するものなりとの理由の下に禁止されることとなつた。一八九一年（明治二十四年）の米國移民法に於ては契約労働者の外、貧困者、不健康者等の公共の負担となるべきものゝ入國が禁止された。蓋し移民入國の自由と自由意思によらざる移民の入國禁止とは米國が率先主張するところであり、一八六八年米清バーリンガム條約第五條に於ては「亞米利加合衆國及支那國皇帝は誠意を以て郷土及忠誠を變更する人類固有の權利並に其人民及臣民が好奇心より或は商業又は永住の目的を以て互に移住することの相互的利益を認む。兩締約國は右目的の爲完全なる自由意思に依る移民以外のものは之れを認めず（後略）」と規定せられたるも漸次警察公安上必要ある場合に於ては之に對し制限禁止を設くるを以て可とする慣例となつた。

併し日本人に對しては是等移民入國に對する一般的制限禁止を歐米人に對すると等しく適用するに過ぎなかつた。尤も日本政府に於ても是等米國に於ける一般的移民制限の傾向に鑑み明治二十四年外務大臣は米國渡航者に對し旅券を下付するに付ては充分の取締を為すべき旨地方長官に訓令するに至つた。即ち之が日本に於ける米國行移民に對す

る自発的制限の嚆矢である。蓋し当初より日本の対米移民政策の要諦は日本人をして支那人の如く米国の法律によつて制限禁止を受けしむることなからしめんが為め、自ら進んで政府の行政措置に依つて米国行移民を制限し、米国をして他の欧米人と異なる移民制限法を日本人に適用せしめざらんとしたのである。

右本邦政府の自制的措置に拘らず米国行渡航者は次第に増加し一八九七年（明治三十年）には在米邦人数は二万三千位となつた。斯く日本人が次第に増加するにつれ、米国本土に於ては日本人に対しても支那人同様明治三十一年乃至明治三十三年頃には「カリフォルニア」州又は他の太平洋沿岸諸州に於て種々排日法案が提出された。依て日本政府は明治三十三年五月以降米国行移民旅券発行数を一カ月二百名に限定し、更に同年八月には当分の間米国行移民を一切禁止することとした。併し一八九八年（明治三十一年）布哇が米国に合併されるに及び、布哇に於ける無教育なる日本移民が大挙米国本土に転航し始めたのである。直接日本から加州に行つた日本移民は減少したけれども布哇より加州に転航せる移民の為め加州に於ける日本人入国数は激増した。又墨士哥、加奈陀等の近隣国に対する旅券の下付を受けた日本移民が、一旦当該国に入国の後米国に密入国する者も多数あつた。夫れが為めに加州に於ける排日熱は益々盛んとなり、加州にては一九〇六年（明治三十九年）の桑港の大震災を機として日韓清人排斥同盟会なるものが成立した。右同盟会による運動の結果として桑港市の学務当局は亜細亞人学童の為に特殊の学校を作り之を隔離することとなつた。右学童隔離問題は日米外交上の大問題となり、林外相は在米青木公使に訓令して嚴重抗議せしめた。

当時の米国大統領「テオドル・ローズヴェルト」は、日米国交上斯くの如き日本人に対する差別待遇は直ちに除去すべきであるとして強硬に「カリフォルニア」州当局に向つて交渉した。其の交渉の要領は、日本人学童に対し斯か

る差別待遇は撤廃せよ、之を撤廃する場合に於ては布哇から米国本土への日本人の転航を差止める大統領令を出すことにすると云うにあつた。右大統領と加州当局との交渉は成立し、日本の学童は欧米人の為めに設けられた学校に帰還出来ると同時に、大統領令を以て一九〇七年（明治四十年）布哇転航禁止令が公布せられた。之は明かに陸奥條約第一條第一項の規定するところの締約国は他の一方の領土内に於て旅行、居住に付完全なる自由を有すと云うに反するも、日本政府は同條約第二條末項の規定に鑑み之に反対し得ざる立場にあつた。尙布哇転航禁止令は米国移民法の修正により大統領に対し制限旅券（Limited Passport）を所持する外国移民に対しては大統領令を以て米国本土に入国することを禁止し得べき権限を与えたに基くのである。又右制限旅券とは日本政府に於て発行し居るが如き一般の例と異り旅券面に其の入国先を限定記載し居るものを指すのである。即ち右大統領令發布の結果布哇行旅券を有する日本移民は米国本土に入国し得ることとなつたのである。斯かる制限旅券を発給して居る国は日本のみであるから、布哇転航禁止令の適用を受くるのは事実上日本移民のみであつた。

斯くの如くにして布哇から米本土に転航する日本移民は米国の法令に依て停止せられたのであるが、尙日本から直接米本土に向う移民及近隣諸国より米国へ転入の日本移民の入国を禁止制限せんが為め移民制限に関する紳士協約なるものが日米政府間に成立した。此の交渉は東京に於て在本邦米国公使と林外相との間に明治四十年十一月から翌年三月に互つて行はれた。右協定は両者間に交換せられた数個の秘密公文により成立して居る。之が所謂日米移民紳士協約なるものであるが、何等「協約」の形式は採らず数多の公文の交換により両国政府の意見が一致したことを示すやうに過ぎなう。

其の内容は大略次の如きものである。

(一) 日本政府は在米日本人の父母妻子の外、米本土行一切の労働者に対し旅券を發給せず。

(二) 学生、商人、旅行者、定着農夫及再渡航者は此の例外とす。

(三) 布哇及米國接壤地方行日本労働者の旅券發給に対し日本政府は充分注意を払ふこと。

尙當時在米青木大使は上述の如き日本の自制的移民制限による外に、根本的移民問題の解決策として在米日本人をして米國への歸化權を獲得せしむるの必要あることを本邦政府に建議した。「ローズヴェルト」大統領も之に対し賛意を表し、米國議會に対し日本人に歸化權を附与すべしと勸告した。併し日本政府は斯かる日本臣民に対し外國の國籍を得せしむべしと云うが如き提議は國辱なりとして之を容れず、米國議會も亦「ローズヴェルト」の勸告に応じなかつた。

日米紳士協約の内容第一項に於て在米日本人の父母、妻子は其の除外例とせられたため、之を利用して米國へ渡航する者の数が多くなつた。殊に内地の若い女子が在米の若い男子と写真結婚に依り入籍をなし、妻と云う名義で紳士協約の下に入米するものが多くなつた。中には入米後直ちに離婚すると云うが如き術策を用うるものもあつた。米國に於ては写真結婚と云うが如きものを紳士協約成立の際想像して居なかつたことであるから、斯かる入國に対して米國當局は抗議を申込んで来た。一時斯かる写真結婚入國者は上陸地に於て改めて米國流に教會結婚を行わせることにした。兎に角写真結婚により毎年多数の女が太平洋岸諸州に入國し始め、夫れが為め其の地方の排日は再び熾烈を極めたので、日本政府は斯かる写真結婚入國者に対しては旅券下付を制限して排日熱の緩和に努めたのであるが、次い

で写真結婚により入國する日本婦人の為米國に於て多数の日本人が出生することにも反対を生ずるに至つた。斯かる日本移民の米國に於ける状況の下に條約改正が始つたのである。依て小村は米國に対する條約改正方針として前記明治四十年の紳士協約による米國への移民制限は從來通り継続せしむることを宣言すると共に、陸奥條約第二條末項を削除し、第一條に於て入國、居住、旅行の完全なる自由を規定せんことを要求した。之に対し米國政府は「旧日米條約第二條末項を削除し、日本人に対し欧米諸國民と全然同一の待遇を与えることには異存なきも、日本の希望する如く一般外國人の入國及居住の自由を約するが如き通商航海條約は米國としては締結せざる慣例である。従て日本に對しても米國が一般歐洲諸國と締結せると同様の程度の通商航海條約を締結したし。且誤解を防ぐ為め右改正條約締結に當つては、米國が國家として保有する移民の入國制限に關する主權は改正條約の締結に依て何等の影響を加えられないことなかるべきことの諒解を得て置きたい」と申入れた。換言すれば米國政府は日本國に對し、米國が歐洲諸國と締結して居る所の諸條約と同一の條約に調印することには異存はない。即ち日本との間に差別的條約を結ぶ意向はない。併し米國は右様の條約を締結したが為めに、米國が主權國として有して居るところの移民制限に關する國內管轄權を害することを承認するものと認められては困ると云うのである。之に對して日本政府の意見として「國內管轄權に依て國家が如何なる程度迄移民の制限禁止をなし得る自由を有するかは國際法の決定に委ねて差支ない。乞食、精神病者の入國等公安上必要ある場合に入國禁止を為し得ると云うことは國際法上國內管轄權として何れの國家にも許さることである。併し乍ら一國に對して差別待遇を為すことは國際法上國內管轄權の範圍を越えるものであると言わざるを得ぬ。即ち米國政府に於て如何なる形式を以て日本移民を制限禁止するも、夫れは米國の國內管轄權の範圍

であると認め、日本政府に於て何等異存なき所であるが、併し右日本人に対する制限禁止は一般欧米文明国民に対すると等しきものでなければならぬ。と云うのであつた。之は今日に至る迄日本の移民問題に対する主張の根幹をなして居るものである。

此の日本政府の根本主張と同様のものは前記米国の説明と異り一九〇二年（明治三十五年）の米西通商航海條約第二條末項にも記載されて居る。即ち「兩條約国民は入国、居住に關し完全なる自由を有す。但し兩締約国の一方は他方の国民に対し公安上又は衛生上必要なる制限禁止を、一般外国人に対し適用すると同一條件に依り附することを得」とある。又之は明治四十年七月二十八日の日露通商航海條約第二條末項の規定と同様である。夫れで日本は亞米利加に対し、米西條約同様の規定を日米新條約中にも採用することを要求した。然るに米国政府は右米西條約の規定は戦争の結果に基く特殊のものであるとして改正日米條約中に採用することを拒絶し、之に代え一八七一年の米伊條約同様通商の自由を保障する規定を採用せんとした。之に対し日本政府は米国の提議は日本人に対し歐洲人同様の待遇を附与せんとする誠意を示すものであるとして之に同意を表した。蓋し日本政府として之れ以上議論を続けるときは辛じて茲迄進捗せしめた米国との條約改正を不可能ならしむる恐れがあつた為である。前述米国政府の要求に係る移民の入国に關する国内管轄權の範圍に付ての問題は之れ以上に明確ならしむることなく其の儘米国の申入れを諒承談判に入ることゝした。依て米国政府は前述一八七一年の米伊條約を基礎として日米新條約の對案を作成し、在米内田大使に交付した。日本政府は僅少の修正をなしたる上之に同意するに至つた。右修正中最も重要なものは米國對案第一條 *The Subjects or citizens of each of the High Contracting parties shall have liberty to travel*

and reside in the territories of the other to carry on trade, wholesale and retail, to own or lease and occupy houses,.....and in each have liberty to travel and residence (旅行及居住の自由を有す) とある句の *travel* の前に *enter* 「入国」なる一字を挿入せしめた。此の一文句の挿入に依る兩國間解釈上の喰い違ひが後年米國移民法の解釈上大問題となつたのである。當時日本政府は日米新條約に依り日本国民は米國の「領土内に入国、旅行及居住し」且「卸売、小売業を営むの自由を有する」ものと解釈した。従て當時官報を以て告示したる日本文による日米通商航海條約第一條には「兩締約国の一方の臣民又は人民は他の一方の版図内に到り、旅行し又は居住し卸売又は小売商に従事し云々」と記した。然るに米國政府は其後移民問題が激化するに及び、該條を「兩締約国の一方の臣民又は人民は卸売又は小売業に従事する為め他の一方の版図内に入国し旅行し又は居住する」の自由を有するものと解すと主張するに至つた。即ち條約締結當時の日本政府の意向とは大きな齟齬を生じ、日本人の米國に対する入国の自由は商業に従事する目的の為に限られるべきものとしたのである。之に反し日本政府の解釈によれば入国其のものゝ自由が新條約により保証せられて居り、只入国に付ては同項末段により米國法令即ち移民法の規定する制限に服すべきものである。又右日本人が入国に付服すべき米國の法令は米西條約又は日露條約第二條末項に於て明かにせる如く等しく外国人一般に適用せらるべきものでなくてはならぬとするのである。

蓋し小村條約改正當時の本邦当局としては前記日米條約交渉の行がかりにも鑑み、又行文上より云うも *to carry on trade* の前に「*enter*」があるものとして解釈したのである。依て米國政府をして安心せしむる為め條約調印と同時に日本移民制限に關し左記の宣言を内田大使より「ノックス」國務長官に手交せしめた。

亞米利加合衆国行労働者の制限及取締に関する宣言

本日日米通商航海條約に調印せむとするに當り華盛頓駐劄日本国特命全權大使たる下名は本国政府の委任を受け左の通宣言するの光榮を有す。

日本帝国政府は労働者の合衆国移住に關し過去三年間実行し來りたる制限及取締を從來と均しく有効に維持するの覺悟なり。

千九百十一年二月二十一日

移民問題に對する日米阿国政府の了解が付いた後改正日米條約は直ちに駐米内田大使と「ノックス」國務長官との間に華盛頓に於て調印せられ、其後機を逸せず米國上院の協賛に附せらるゝことゝなつた。上院に於ては日米改正條約に對し協賛を与うるに際し前述一九〇七年（明治四十年）制定の布哇航禁禁止令は本條約の実施に依り何等の影響を蒙るべきものにあらざることを明かにし、又新條約第五條中にある特別取極（Special Arrangements）なる二字は Treaty の一字に修正したき旨國務長官代理アデイより明治四十四年二月二十五日附公文を以て内田大使宛通告し來つた。蓋し新日米條約第一條に於て日本国民は合衆国の領土内に入国、旅行及居住するの自由ありと規定されて居り、從て一九〇七年の布哇航禁禁止令の明文と扞格するが為めである。若し扞格するものとすれば米國憲法の解釈上航禁禁止令は新條約実施後日本人に適用し得ざることゝなるのである。依て上院は此の点を明瞭ならしむべき決議したのである。固より日本政府は新條約実施後在布哇日本人が米本土に航航自由となることを欲するものではなく、又「アデイ」國務長官代理の書翰にも此の航禁禁止令は日本人のみならず一切の外國人に無差別に適用されるのである

から、日本政府に於て異議あるものとは思われぬと言及して居た。之は同長官代理に於て日米新條約の解釈上何等か留保なさざる限り日本労働者の入国、旅行、住居に付差別待遇の行われ得べからざるものなることを間接に言明せるものとも言い得る。旁々日本政府は右米國上院の留保に異存なき旨直ちに回答した。換言すれば日米新條約締結當時米國政府は其後一九二四年（大正十三年）排日移民法成立の際主張したと異り、同條約第一條は商業に従事する為めの入国、旅行及居住を規定するものに非ず労働者の入国、旅行等をも包含するものと思つたればこそ米國上院に於ては其の協賛を与うる際斯かる留保を為すの必要を認めたものとも言い得る。

次に上院に於ては日米條約第五條第一項中にある Special Arrangements（特別取極）なる二字を削除して Treaty（條約）の一字を挿入することに修正した。其の理由如何と云うに米國憲法によれば合衆國の大統領は上院の advice 及 consent を得て treaty を締結することになつて居る。そこで大統領は上院の協賛を経る煩を避けんが為め、特に treaty なる字を避け arrangements なる文字を用いて外國と協定を結ぶことがある。從て將來米國行政部に於て日本との間に關稅に關し特別取極を上院の協賛なくして協定せらるゝが如きことゝなつては困ると云うので斯くの如き修正を行つたのである。右修正は全く米國內政上の理由に出でたのであるから、小村は直ちに之に對し同意を表した。國際條約の批准には一般に留保を為さざることを例とするが、米國上院に於ては行政部の調印せる條約に對し協賛を与える際留保を為すことが屢々である。上院と大統領との關係は日本に於ける樞密院と政府との關係に類似したところもある。

第五款 英国との交渉経過

小村條約改正中最も主要なるものは英国との交渉であつた。税權回復を主眼とする小村條約改正に於ては、陸奥條約中最も多く、片務的關稅協定を有して居た英国との條約を改正することが重点であつた。従て小村の方針も日本との通商上最も重要な地位を占め、且政治的には同盟の關係に置かれて居た英国との間に列國に先んじて談判を纏めんとするにあつた。依て逸早く在英加藤大使に訓令して交渉を始めた。

小村の條約改正方針は關稅協定を廢し最惠國待遇の交換に止むるか又は相互關稅協定を締結し、片務的協定關係を一掃するにあつた。英国は自由貿易主義を採用し日本產品の殆んど全部に對し無稅輸入を許して居た故に日本から言へば英国に對し日本產品の關稅輕減を要求する必要はなかつた。即ち英国と相互關稅協定を締結する必要はなかつた。併し我が國に於て此の方針を貫くときは英國產品は條約改正の結果として他の相互關稅協定を結ぶ外國の產品よりも日本に於て不利益なる待遇を受けることとなるは明かである。

加之英國品は陸奥條約によつて協定の利益を受ける程度が最も多かつただけ夫れだけ、公正なる關稅改正を實行する結果最も不利益を受ける結果となつた。綿織物に就て例をとれば晒金巾は陸奥條約で從價一割に協定され追加條約によつて毎方碼十錢と協定されたが、右從價税は其の後に於ける物價騰昂の結果小村條約改正當時從價八分五厘に相當するに過ぎざる事になつて居た。陸奥追加條約に於ては明治二十七年上半期の價格を基礎とし其の從價一割を從價税としたが右從價税は小村改正關稅の基準たる明治四十一年の價格に照して見ると從價八分五厘に輕減されて居た。

依て從價八分五厘のものが小村關稅改正に於ては從價二割、即ち約二倍半に引上げらるべきこととなつたのである。然るに事實に於て英國より輸入の主要綿布は夫れ以上の引上げとなり大体三倍半、品種によりては五倍位に引上げられた。其の理由は改正税率に於て従来の商業名による課稅方法を廢し學術的に税率の細分を行つたためである。換言すれば改正税率は依然英國產品に對し低きも従来の協定税率が余りに低率なりしが為め其の引上げ高が甚しくなつたのである。従て斯かる税率の引上げは決して不當なるものではなかつたが、英國は此の点を捉え日本の引上げは余り苛酷なりとして轟々たる反對を唱えた。蓋し陸奥條約施行中に於て一般物價が騰貴せるのみならず其の間に於ける本邦工業發達の結果英國よりは益々優良なる品種の輸入が増加するに至つたから旧協定從價税率を小村條約改正當時の輸入價格に適用する場合には其の從價割合は一層低率となつたに過ぎないのである。

依て小村は是等の事情を釈明し、更に進んで日本と英國との貿易の増加如何は本邦に於ける關稅改正の如き一時的事情に左右せらるるものに非ず結局將來に於ける日本の經濟力の發達如何に依るものなることを説明した。即ち日英兩國は或る産業に付ては競争の關係にあるを以て日本の産業發達の結果將來或る種の英國産業が日本に對する輸出貿易を失うに至ることは止むを得ざることである。併しながら日本が税率引上げの爲めに或る産業が發達するならば、右發達の結果として夫れ以上に他の物品の輸入額が増加することにならざるを得ない。過去に於ける實例に付て見るに自轉車は陸奥條約に於て國定税品であつたが爲めに安政條約に於て從價五分のものが、明治三十二年に從價二割五分、明治三十八年に從價三割五分、明治三十九年に從價四割に引上げられた。其の結果日本に於て自轉車製造業は大に發達し英國より中級以下の自轉車の輸入は無くなつた。然るに之に代え日本の民力増進の爲め右數次の關稅引上げ

に拘らず英国より的高級自転車及部分品の輸入は更に増加するに至つた。詳言すれば日本に於ける自転車及其の部分品の輸入額は明治三十二年に於て僅に二十二万二千円、内英国より四千万円に過ぎなかつたものが陸奥條約実施後の明治三十七年に於ては総輸入額九十五万三千円内英国よりの輸入十二万五千円となつた。然るに前記従価四割に引上げられた後明治四十二年には総輸入額二百三十六万八千円、内英国よりの輸入額は二百十二万七千円に達した。之と同様日本に於ける産業發達の結果必要な機械の輸入は英国の如き工業發達国に仰がざるを得ぬ為、明治三十五年に於ける輸入総額八百一万三千円、内英国よりの輸入額三百七十六万四千円であつたものが、明治四十一年には総額三千四百万円、内英国よりの輸入額二千万円の多きに上つた。斯く日本の工業が次第に發達すれば、自然英国より高級の工業品及び日本工業の生産手段として必要な機械等が益々輸入せらるゝことになる。即ち日本産品の競争となる綿布等の輸入は將來減少することにならうが、他面之れと競争せざる各種高級工業品の輸入は益々増加せざるを得ないのである。結局日英間貿易の増進如何の問題は關稅引上げ又は引下げよりも寧ろ將來に於ける日本産業の發達力如何に依るのである。日本の工業力が關稅保護によつて盛んとなり、之れが為め日本の財力が増進せば必然英國産品に対する日本の購買高も増加するであらう。要するに日英間貿易の盛衰如何は日本の將來に於ける繁榮如何と之に應ずべき英國工業力の發達如何と云うことになる。夫れ故英國として日本の穩當なる今次の關稅改正に付苦情を言うべきでないことを強調した。

英国は右小村の説明には耳を傾けんとせず「チエンバレーン」關稅調查委員會は「日本改正關稅は外国輸入貿易總額に付て言へば有稅品の平均稅率は一割六分より二割三分に及び即ち五割以上引上げとなるとる英國よりの輸入貿

易に付て言へば一割五厘より一割七分五厘即ち三分の二方引上げられた。又日本政府に於て關稅收入は四千二百五十万円より五千七百五十万円に増加すと説明せるに付之を前記二割三分の平均稅率により還元せば改正稅率実施後の有稅品輸入額は二億五千万円と見積られた計算である。即ち之を最近三箇年平均の有稅品輸入額二億七千万円に比すれば二千万円の輸入額減少を見積りたるものゝ如くである。而して右有稅品輸入額の内英國品は三分の一を占め關稅の甚しく引上げられたる物品の約半額は英國品なるが故に右二千万円の輸入額減少の内其の三分の一乃至半額即ち七百万円乃至一千万円は英國品の上に歸すべし」と報告をなし、右に基き次の如き要求をなし來つた。

一、亞麻仁油、ペイント、綿糸及綿織、亞麻織糸、綿織物、毛織物及毛綿交織物、綿製手巾、肌衣、フェルト帽、鉄の塊及錠並に板、真鍮及青銅の筒及管、鉄釘類及瓦斯汽罐類の十四稅目七十七稅率に付新關稅六分の一乃至二分の一を輕減すること。

二、苛性曹達、苛性加里、曹達灰、金屬木工機械、紡績機械及織布機、糸布染色機械、製紙機械、製糖用諸機械、織布整理機械の九稅目二十稅率に付新關稅据置きを約すること。

三、協定の方式、上記英國輸入品に対する日本輸入稅率の輕減及び据置の協定は、英國に輸入される日本品が關稅上好遇を受けるに由り之を適用するものなることを約すること。而して右日本側に於ける協定稅率は、英國關稅が仏独米露各国に於て同様の日本品の受ける關稅待遇よりも概して良好なる限り、引き続き之を受けるを得べき様定めること。

四、タンク入石油には罐入石油よりも低稅を課し、又天然藍に対する稅率は人造藍の稅率の三分の二以内に止むる

こと、並に工場的規模を以て製造せらるゝ普通の商売用苛性曹達は分類上「精製品にあらざるもの」として課税すること。

以上の英国提案の中(一)、(二)は英国の方から日本に対して相当の代償を提供するならば、日本は敢て之に同意するに吝でない性質のものであつた。併し其の代償物として英国の与えんとするものは(三)の如き頗る虫の良いものであつた。之は如何に強弁するも相互協定とは言ひ得ざるものである。英国が日本に与える関税待遇が仏、独、米、露に於けるものと大体に於て同様ならば、日本は英国に対して所定の関税軽減を継続すべしと云うのである。併も茲に云う仏、独、米、露の諸国は保護主義国である。又日本は関税率束縛の義務を負うのであるが、英国は何等関税の束縛を受くるものでないから片務的協定である。依て此の方式にては勿論日本は到底同意するを得ないものであつた。尙(四)に關し「タンク」入石油は蘭領印度に於ける英吉利資本の製産に係るものを擁護せんが爲め斯かる提案をなしたものである。罐入は主として米國製のものである。又天然藍は当時印度から輸入されたものであるが、独逸から輸入の人造藍の爲め庄倒され旧協定税率にては天然藍及人造藍とも毎百斤一二四九三五(從価一割)であつたものを改正関税に於ては天然藍及人造藍とも從価二割基準の從量税を定め、前者に対して毎百斤三二四七〇、後者に四〇四〇〇を課し日本産天然藍を保護せんとした。英国は兩者の税差が夫れにては不充分なりとするのである。

右英国の提議に対し英国は日本との同盟国でもあり、又小村は当初より英国に対し他國に比し有利なる待遇を与ふる意向であつたから出来得るだけ好意的態度に出づる爲め当初決定の英国に対する非協定方針を改め次の提議を爲した。即ち日本から英國への輸出重要品たる羽二重等に対して英國が現行の無税据置を約するならば、其の代償として

日本は英國の綿織物、毛織物、鉄類等に対して三分の一乃至四分の一だけ新関税を引下げることと約すべしと申出でた。然るに右対案に対し英國政府は「英國は國法を以て関税を無税にして居るが、夫れを條約に依り束縛することは出来ない。現在の英國内閣は自由貿易を主義とする自由党であるが、若し將來保守党内閣が之に代るが如き場合には外國品に対し関税賦課の方針を採るに至るかも知れない。従て現政府は其の場合に邪魔となる様な関税協定を日本と締結することは出来ない。尤も協定の形式に付ては英國は一步を譲り英國が本邦よりの主要輸入品に対し無税を維持する限り日本は所定の英國品に対し関税の軽減又は据置を継続することゝ改めて差支なしと回答した。斯かる英國側の主張は日本にとつては依然として片務的であるから同意するを得なかつた。茲に於て兩者の意見は衝突し談判は行詰りとなつた。茲に於て小村は矢部大蔵技師を特に英國に派遣し、在英加藤大使に対し本邦関税改正の際特に留意して英國産品に対する関税引上げが甚だしからざる様努めたること、又右引上げ後と雖も英國産品の受くべき負担は他の列國の関税に比し甚だ低きが故に改正関税実施の爲め英國よりの輸入貿易が減少するが如きことは到底予想し得べからざることを説明せしめた。併し英國政府に於ては依然として日本は英國産品に対し何等かの形式による関税軽減の必要あることを主張し、在英加藤大使も亦無税主義を採用する英國の産品に対し保護を採用する國の産品に対するよりも却て酷なる待遇をなすが如き関税協定方針を小村外相に於て固守するは其の意を得ずとし、終に小村に対し到底此の儘にては條約改正交渉の責を果し得ざる旨の機密電報を送り越すに至つた。併し小村としては若し英國との間に片務関税協定を許すときは米仏等の諸國も亦之に倣うべく、税権回復の企画は茲に水泡に帰すべきものとした。従て残る唯一の方法は再び改正関税率法案を提出し、英國等の提議を參酌し小村の意思に反して過度の引上げとなり

たる改正關稅を是正するの外難關を切り抜けるの途なしとも思考せられた。併し右は対内政策上最も不可とするところであり、關稅協定の採否を帝國議會に對し附与する結果とも見らるべきに付條約締結權に関する憲法上の解釈よりするも容易に採用し得ざるところであつた。

斯かる日英交渉行詰りの際英國商務大臣から此の際双方に於て専門委員を任命し、先づ日本側に於て如何程迄關稅輕減を為し得るかを協議し、然る上で英國は羽二重等に對し無稅据置を為し得るか否かを考究しようとして提議し來つた。之に對し小村は先づ英國に於て無稅据置の約束を為すべきことを主義として承諾しない限り斯かる内交渉を始めても無用であると主張した。結局將來に於て何等兩國政府を束縛せずと云う條件の下に双方の専門委員間に於て審議を開始し、我方よりは専門委員として山座（円次郎）参事官と前記矢部大藏技師とが出席することゝなつた。即ち右専門委員會に於ては（一）若し英國の希望する通り日本が讓歩したならば英國政府は羽二重其の他如何なる日本産物に對し無稅据置が出来るか否かと云う点、並に（二）若し英國が日本の希望通り讓歩するならば日本政府は英國産品に對し何程の關稅輕減及据置を許し得るか云う点を併行して協議を進むることゝした。右非公式交渉に於て日本は大いなる讓歩を為すべき意向を示したので遂に英國も羽二重其の他に對しても無稅拘束の約束をしても良いと正式回答し來つた。蓋し交渉当初より英國は其の關稅制度上曾て如何なる外國に對しても未だ稅率の束縛をなしたことなく主張し來つたが、事實は當時希臘との通商航海條約に於て乾葡萄酒の收入關稅に對し四分の一減を協定し、之を對價として多數の英國産品に對し希臘關稅の引下げを受けて居た。日本は右實例を引き英國に對し羽二重等に對する無稅拘束の英國關稅制度上不可能ならざるべきことを主張したのである。

斯かる難交渉を経た後日英通商航海條約第八條に於て關稅協定に関する規定が設けられた。即ち其の第一項には「聯合王國の生産又は製造に係る物品にして本條約附屬稅表第一号に列記するものは日本國に輸入せらるゝに當り該稅表に定むる所より多額の關稅を課せらるゝことなるべし」

とし右第一号表中に於て前記英國提議（一）所載物品中稅番二六六「ペイント」に付二稅率、二七五亜麻織物の内二稅率、二九八綿織物に付四十六稅率、三〇一毛織物及毛綿織物の内五稅率、四六二の鉄の内塊及錠、板に付四稅率即ち通計五稅目、五十九稅率のみに付輕減協定を承認した。尤も英國政府に於ては本協定方式を承諾するに際し今後保守黨の政府となり、羽二重等に對し課稅の方針を採るが如きことある場合を慮り第八條第三項として次の如き規定を挿入することを提議し日本は同意した。

但し本條約實施の日より一年を経過したる後何時たりとも締約國の一方が該稅表中に修正を加ふことを希望するときは其の希望を他の一方に通告することを得、右通告ありたる上は本件の為商議直に開始せらるべく通告の日より六月以内に商議満足に結了せざる時は通告を与えたる締約國は本條廢棄の為六月の予告を一月以内に与うることを得而して右予告期間の終了と同時に本條は其の効力を失うべく、之が為本條約の他の規定に影響を及ぼすことなし。

即ち條約實施より一カ年経過後は協約國の双方は協定稅率修正の談判をなし得べく若し右商議が六カ月以内に纏らぬ時には、其の終りより計算し一カ月以内の予告を以て協定稅率全廢の通告を發し得る。而して右様通告があつた場合には通告後六カ月にして協定稅率は全部廢棄せらるべしと云うのである。尤も其後英國側に於ては反對黨が政權を

握つた後にも羽二重等に関税賦課を欲し之が爲め日英協定を廢棄しようとする問題は起らなかつた。又第二次歐洲大戰中右協定の趣旨を尊重し、羽二重等に対しては特に輸入制限品目中より除外せるが如きことがあつた。本邦側に於ても右第八條第三項は英國側の希望により提議せられた経緯に鑑み大正七年内田戦後條約改正方針審議の際迄は該項の下に本邦より進んで協定税率修正の交渉を行うことがなかつた。

尙上記関税に関する英國提案(イ)苛性曹達等の税率据置に付ては本邦に於て一切拒絶し、(四)の中苛性曹達の分類に付ては條約談判中加藤大使より公式説明を以て之を承諾し、同時に本邦新関税率法輸入税表の税目及註の適用振り及無税待遇を受くべき羽二重及羽二重手巾の範圍及經木真田の無税待遇の範圍に關し同様彼我全權の間に了解を遂げ之を公表した。

第六款 改正条約の影響

小村條約改正は本邦産業及貿易の發達上に一期を劃したと言ひ得る程重要性を持つてゐる。小村條約改正の要旨は所謂税權の完全なる回復にありて陸奥條約により設定された英仏独との片務的協定税率を全廢して互惠對等の原則によるところの完全なる雙務的關稅協定に改むると共に陸奥條約中に存する国定税率の実施内國稅賦課等の上に加えられたる制限を撤廢するにあつた。而して小村條約改正は大体に於て所期の目的が達せられたと言ひ得る。即ち

一 陸奥條約に於て本邦は英仏独との間に片務的關稅協定を有していたものが、小村條約に於ては一切雙務的關稅協定に改められた。新たに締結せられた伊國との關稅協定、

二 旧日独、日墺通商條約附屬議定書中には、本邦に於て国定税率に改正を加える場合には、之が実施に先ち六箇月前に公布するを要すとの片務的規定があつた。小村條約改正に於ては斯る規定を削除した。

国定關稅を變更する場合に其の実施前斯かる長期の猶予期間を置くことは甚しき見越輸入が行われ、多大の關稅收入を失ふこととなり又産業上にも種々の不都合が生ずるのである。殊に本規定が片務的な点に於て大に本邦に採り不利であつた。

三 陸奥條約に於ては協定品目数六十八なりしものが小村條約に於ては三十四品目に減少し、其の輸入総額は本邦輸入総額の四割九分に上つたものが、輸入総額の一割一分五厘に過ぎざることゝなつた。

慶応二年の江戸改稅約書に於ては輸出入品全部に対し從価五分を基準とする低率なる協定税率があつた。陸奥條約実施の際輸出税に付ては本邦單獨の措置を以て全部廢止したにより税率協定の問題は起らなかつた。然るに輸入税に付ては前記の通り英、独、仏よりの主要輸入品通計六十八品目に對し片務的に從価一割見當の協定税率を許し、其の他の條約諸國に對しては最惠國條款に依つて無條約均霑を許すことゝした。別に墺洪國との間には重要ならざる輸入品八品目に對し形式は雙務的なるも實質は片務的なる關稅協定を締結したが、之は明治三十六年十二月末日を以て終了したるに因り小村條約締結の際は廢棄の必要がなかつた。

陸奥條約実施の際には上記の如く本邦總輸入額の約半ばに相当する貨物に付協定税率を適用することゝなつたが、其後本邦に於て製造工業發達の結果無税品の輸入が次第に増加して來たので、小村條約改正前には總輸入額中約二割五分(有税品輸入総額中の約四割)が協定税率の適用を受くることゝなつた。之れが小村條約改正の結

果前記の通り更に半減（有税品輸入総額に対する二割二分）したのである。尤も右陸奥條約による英独仏との協定物品中には鉄、毛織物、綿織物、染料、藥品、葡萄酒、薰香類等の如き本邦産業財政上重要なものを包含したるところ、是等の貨物に対して国産保護又は財政上の必要の爲めに関税の引上げをしようとする場合には、常に協定税率が障礙となつた。依て小村條約改正に於ては是等本邦産業の保護及財政の必要上支障を与える協定税率を廢止すべく又は廢止せざる場合にも右産業財政の必要上支障なき程度まで之を引上げることが目的とした。右企図は小村條約改正にたり大体企図したところは達成せられた。即ち其の結果協定品目数は英に對し五税目（税率数五十九）、仏に對し十五税目（税率数二十一）、独に對し十一税目（税率数十九）、伊に對し九税目（税率数十六）、となり重修協定ものを除いて合計三十四税目（税率数百九）に過ぎないことゝなつた。而して各協定国に對する国別輸入額に對する協定税品の割合は次の如く減少した。

	英	仏	独	伊
陸奥條約	(六九・〇%)	(八三・〇%)	(七一・〇%)	I
小村條約	四二・九%	五〇・〇%	五八・六%	六七・一%
備考	二五・五%	五〇・三%	三〇・〇%	六一・八%

備考 陸奥條約に付ては明治四十一年、小村條約に付ては大正二年の輸入額に付計算す。尙括弧内のものは当該国との陸奥條約調印当時見積の比率とす。

上記の表により小村條約改正の際、英、独兩國は本邦に對し輸入超過國となつて居り、本邦は條約交渉上強者

の地位にあつたから、右兩國に對しては協定税率を附与する割合は大に減少した。之に反し仏伊兩國に對し日本は輸出超過國であり、条約交渉上弱者の地位にあつたが爲め、最低税率又は最惠國待遇獲得の爲め陸奥條約改正同様對手國よりの輸入物品の大半に對して協定税率を設定しなければならぬことになつたことが判明する。

四 小村條約に於ては陸奥條約の場合と異り協定對手國をして本邦輸出品に對し協定税率を設けしめた。

對手國への輸出額中小村條約による協定税率の利益を受くるものゝ割合は大正二年統計にて次の如くなつた。

各協定國に對する国別輸入額に對する協定税品の割合	英	仏	独	伊
	五九・八%	一六・六%	二八・一%	三・九%

併し之等諸國への協定物品の輸出総額は僅かに本邦輸出総額の五・四%に過ぎず。之れに反し協定物品の輸入総額は前述の如く本邦輸入総額中一一・五%に相当することになつてゐるから、小村關稅協定は總括的に見て未だ外國の方に採り有利なるものと言つて差支がない。蓋し關稅協定の利益は通商政策上輸出品の販路を確保することであるが、小村條約改正に於ては夫れよりも寧ろ陸奥條約中に存した協定税率の束縛から脱却することに主力を置いた爲めである。互惠協定税率の設定により輸出貿易の保護發展を策するに不十分なることは小村條約改正以來本邦通商政策の欠点となつた。

五 小村條約の協定品目は本邦産業財政上支障なき物品に限定することに努めた。

條約改正準備委員會に於ける決議に従い酒類（葡萄酒類を除く）煙草、砂糖、硝子製品、石油、ゴム製品、農

産物等の如き日本に於て本邦財政収入、産業保護の目的となつたものは一切協定しないこととし、葡萄酒類、鉄、綿織物、麻織物、毛織物、石鹼、藥品、紙類等に対しては一部協定税率を設けたが、右協定税率は陸奥協定税率に比し三倍乃至五倍に引上げられ、本邦に於ける関係産業の保護にとつて十分なものとなつた。依て小村条約実施後低率なる陸奥協定より解放せられたる関係物品の生産は之を機会として本邦に於て漸次発達するに至つた。試に是等小村條約改正により利益を受けたる関係産業と然らざるもの即ち陶磁器、時計、燐寸、油類、和紙、家具類、製茶等の如く陸奥条約に於て協定税率の設けなかりし物品との製産額を小村条條改正の前後に付對比すれば次表の通りで前者が後者よりも大に発達したることを示して居る。

陸奥協定物品の本邦生産額	陸奥條約時代		小村條約改正後
	明治三十六年	明治四十一年	大正二年
陸奥協定に關係なき物品の本邦生産額	一五一、〇〇〇	二八四、〇〇〇	四一九、〇〇〇
	五六、〇〇〇	七二、〇〇〇	九一、〇〇〇

(單位千円)

六 小村条約改正の結果関税収入は適度の増加を來した。

政府は小村条約改正によつて産業を保護すると同時に適度の関税収入の増加を計ることを目的とした。政府が既述の通り明治四十三年に関税定率法実施の結果は当時大蔵省の計算によると、明治四十、四十一、二箇年平均本邦総輸入額は四億六千五百万円、その中有税品の輸入総額二億九千四百万円、此の関税収入額は四千五百八十

一万九千円、從てその平均税率は総輸入額に対して九・九%、有税品輸入総額に対して一五・六%なりしものが関税収入額の上に千五万円を増加し平均関税率は総輸入額に対して一四%、有税品輸入額に対して二二%に引上げられることゝなつて居た。然るに其後小村条約改正に於て英仏独伊四国との間に雙務的税率協定を結んだため関税収入額は前記政府見積りよりも幾分減することゝなつた。本邦製造工業は条約改正後政府の予想以上に発達し、之がため無税又は低税の原料品の輸入が次第に増加することゝなつた結果総輸入額は政府の見積りより甚しく増加したが、関税収入額及平均税率は却て其の見積りよりも減少することゝなつた。即ち大正元年に於ける総輸入額は六億千九百万円、内有税品輸入総額三億千三百万円に達したるも、関税収入額は五千八百二十四万三千円に止り、政府の見積額よりも二百五十万円少なく、平均税率も亦総輸入額に対し九・四%、有税品輸入総額に対し一八・六%となり、政府見積りに比し前者は四・六%、後者は三・四%だけ低率であり、小村条約改正前のものに比するに前者は却て〇・五%低く、後者と雖も三・〇%だけ高きに過ぎなかつた。尤も見越輸入の影響が消滅したと考えられる大正二年に於ては総輸入額七億九千二百万円、有税品総輸入額三億六千八百万円、此の関税収入額は七千三百五十八万円、総輸入平均税率一〇・一%、有税品平均税率二〇%となり、関税収入の上に於ては政府の見積以上、関税平均率に於ては政府の見積りよりも三・九%、又は二・〇%だけ低きものとなつた。要するに小村改正条約に於て政府は外国貿易奨励の見地に重きを置き、内国産業に対し関税保護を加えた程度は甚だ輕微であつた。

斯かる輕微なる関税保護を以てしても、小村条約改正は日本の産業發展上好影響を及ぼし、又貿易額の増進に

より所期以上の関税収入を得るに至つたのである。即ち小村條約改正の際英國当局が恐れたる程度に英國輸入貿易の上に悪影響を及ぼさざりしも、一般的に見て日本の主たる輸入貿易国は英、仏等の如き製造品の輸入を主とする国よりも、米、独、支那、印度等の如き原料品又は原料用製造品を主とする国に漸次移行することゝなつた。試みに大正二年の輸入額を明治四十一年の夫れに比するに、本邦総輸入額は七六・%の増加を示せるに對し、英は一四・%、仏は一一・%の増加を示したるに止り、之に反し独は四八・%、米は五八・%、支那は二〇・%、英印は（棉花輸入増加の爲め）実に二五・%増を示すに至つた。之と同様本邦よりの主たる輸出先国は原料需要国たる欧米諸国よりも、支那、英印、蘭印等の如き本邦製造品の需要国に對し多大の増進を示すに至つた。

七 小村條約改正は産業保護の目的を達し其の結果は輸出入品分類の上に甚しく現れた。

明治四十一年即ち小村條約改正以前に於て輸入品の分類は食料品は一五・七・%、原料品三五・二・%であつたものが、大正二年には食料品の割合は一六・五・%となり大して変化なかりしも、原料品は四八・五・%に激増した。之に反し原料用製品の入は明治四十一年に於て一九・三・%のものが、大正二年には一七・四・%に減少し、又全製品の輸入は二九・一・%のものが一七・〇・%に激減した。僅か数年間に輸入品分類上に斯かる現象が生じて来たのは、小村條約改正の觀面の結果と言わざるを得ない。

次に輸出品の分類に付て見るに、明治四十一年に食料品一〇・一・%、原料品一〇・一・%、原料用製品四五・一・%、全製品が三二・一・%であつたものが、大正二年には食料品が九・八・%、原料品が八・一・%、原料用製品が五一・二・%、全製品が二九・〇・%となり、原料品の輸出は次第に減少し、原料用製品の輸出が之に代りつゝあるこ

とが認められる。右は主として原料用製品は中に包含せらるゝ生絲と綿絲との輸出が此の間に甚しく増加した爲めである。

八 小村條約改正後は無税品の輸入が激増したる爲め、総輸入平均税率は却て輕減せられた。

小村關稅改正に於ては内國産業保護の爲め本邦に生産なき原料品の輸入は無税となし、内地に生産あるも不充分なるものは五分の低税を課し、又原料用製造品及一般製造品に對しても其の性質により從價一割乃至六割を課するも一般製造品には從價二割を課するを以て原則とした。依て一般製造工業の發達と共に小村關稅改正後無税品の輸入額は甚しく増加し、明治四十一年に於て輸入総額中三五・三・%を示したるものが、大正二年には四九・四・%に増加した。之が爲め主原因となり総輸入額に對する平均税率は政府の予想に反し陸奥條約時代よりも却て輕減せらるゝことゝなつた。

以上小村條約改正の経過とその成果に就いて概観したが、該改正が本邦産業の独占化の傾向を如何に助長し、又その保護關稅の具体的な内容に就いても詳細に考究せねばならぬが、本書の性質上以上の一般概観に止めて置く次第である。

註 本節は外務省監修・川島信太郎稿「通商條約と通商政策の変遷」に拠る。